

雪崩危険箇所一覧表

番号	危険箇所の種類	箇所番号	危険箇所名	所在地
1	I	74010	東浜町	東浜町
2	I	74020	小川内町	山崎町
3	I	74030	細口町1	細口町
4	I	74040	熊淵町	熊淵町
5	I	74050	仏前1	熊淵町
6	I	74070	水上町	熊淵町
7	I	74080	滝尻町1	熊淵町
8	I	74090	滝尻町2	熊淵町
9	I	74100	滝尻町3	熊淵町
10	I	74110	滝尻町4	熊淵町
11	I	74120	上佐々波町1	佐々波町
12	I	74130	上佐々波町2	佐々波町
13	I	74140	上佐々波町3	佐々波町
14	I	74160	虫崎町	庵町
15	I	74170	庵町1	庵町
16	I	74180	庵町2	庵町
17	I	74190	庵町3	庵町
18	I	74200	庵町4	庵町
19	I	74210	百海1	庵町
20	I	74220	百海2	庵町
21	I	74230	白鳥町	江泊町
22	I	74240	大野木町	大野木町
23	I	74250	山崎1	鶴浦町
24	I	74260	上湯川	湯川町
25	I	74270	栢戸1	沢野町
26	I	74280	栢戸2	沢野町
27	I	74290	栢戸3	沢野町
28	I	74310	殿町1	殿町
29	I	74320	殿町2	殿町
30	I	74330	上沢野	沢野町
31	I	74350	麻生町	麻生町
32	I	74370	佐味町	佐味町
33	I	74380	大田1	大田町
34	I	74390	大田2	大田町
35	I	74400	大田3	大田町
36	I	74410	滝ノ尻	大田町
37	I	74420	赤崎1	大田町
38	I	74430	赤崎2	大田町
39	I	74440	此ノ木1	大田町
40	I	74450	此ノ木2	大田町
41	I	74460	白馬町1	白馬町
42	I	74470	白馬町2	白馬町

雪崩危険箇所一覧表

番号	危険箇所の種類	箇所番号	危険箇所名	所在地
43	I	74480	国分町1	国分町
44	I	74490	国分町2	国分町
45	I	74500	細口町2	細口町
46	I	74510	国分町3	国分町
47	I	74520	岩屋町	藤橋町
48	I	74530	池崎町	池崎町
49	I	74540	直津町1	直津町
50	I	74560	赤浦町	赤浦町
51	I	74570	東二区	石崎町
52	I	74580	東四区	石崎町
53	I	74590	中浦1	鵜浦町
54	I	74600	上三室	三室町
55	I	74610	福留	三室町
56	I	74620	福浦	三室町
57	I	74630	中浦2	鵜浦町
58	I	74640	鹿渡島1	鵜浦町
59	I	74660	鹿渡島2	鵜浦町
60	I	74670	鹿渡島3	鵜浦町
61	I	74680	仏前2	熊淵町
62	I	74690	仏前3	熊淵町
63	I	74700	鹿渡島4	鵜浦町
64	I	75010	伊久留1	伊久留
65	I	75020	伊久留2	伊久留
66	I	75030	伊久留3	伊久留
67	I	75040	伊久留4	伊久留
68	I	75050	伊久留5	伊久留
69	I	75060	伊久留6	伊久留
70	I	75070	西下	西下
71	I	75080	吉田	吉田
72	I	75090	三引1	三引
73	I	75100	大津1	大津
74	I	75120	大津2	大津
75	I	75130	伊久留7	伊久留
76	I	75140	三引2	三引
77	I	76010	深浦	深浦
78	I	76020	上笠師1	笠師上笠師
79	I	76030	上笠師2	笠師上笠師
80	I	76050	下笠師1	笠師下笠師
81	I	76070	土川	土川
82	I	76110	豊田町1	豊田
83	I	76120	豊田町2	豊田豊田町
84	I	76130	河崎	河崎河崎

雪崩危険箇所一覧表

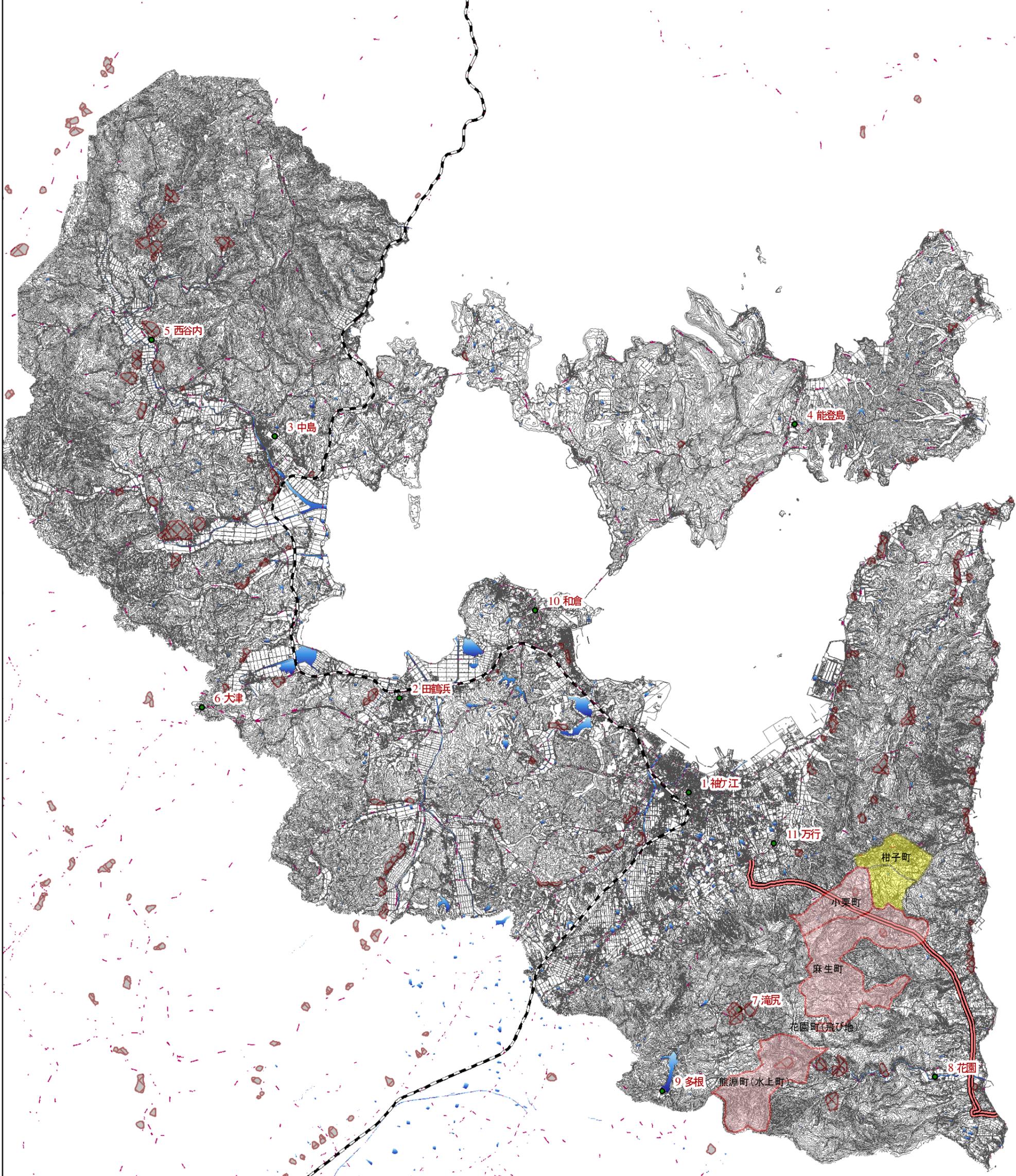
番号	危険箇所の種類	箇所番号	危険箇所名	所在地
85	I	76140	浜田1	浜田
86	I	76150	熊野	中島熊野
87	I	76160	浜田2	浜田
88	I	76170	山戸田	山戸田
89	I	76180	北免田	北免田
90	I	76190	町屋1	町屋
91	I	76200	町屋2	町屋
92	I	76210	町屋3	町屋
93	I	76220	藤瀬	藤瀬
94	I	76230	下出	藤瀬下出
95	I	76240	石畑1	河内石畑
96	I	76250	幸地出	河内幸地出
97	I	76260	河内1	河内
98	I	76270	別所1	別所
99	I	76280	別所2	別所
100	I	76290	岩穴1	河内岩穴
101	I	76300	岩穴2	河内岩穴
102	I	76310	浜田3	浜田
103	I	76320	浜田4	浜田
104	I	77010	二穴	二穴
105	I	77020	日出ヶ島1	日出ヶ島
106	I	77030	野崎	野崎
107	I	77040	長崎	長崎
108	I	77050	佐波1	佐波
109	I	77060	佐波2	佐波
110	I	77080	通	通

雪害に伴う孤立集落となる恐れのある町会

令和元年11月現在

	町会名	世帯数	人口
孤立町会	小栗町	1	1
	麻生町	7	20
	花園町(飛び地)	1	3
	熊淵町(水上町)	6	9
	黒崎町(飛び地)	1	7
準孤立町会	柑子町	4	6

孤立町会及び準孤立町会、雪崩危険箇所、積雪観測所



凡例

- 積雪観測所
- 孤立集落
- 準孤立集落
- 雪崩危険箇所



災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

平成30年4月1日

番号	救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 320円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。					
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住宅を得ることができない者	○ 建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額1戸当たり 5,610,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,610,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 給与期間は2年以内					
			○ 借上型仮設住宅 1 規模建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。					
3	炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,140円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)					
4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は段損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。					
			区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
			全壊 全焼 流出	夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800
				冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200
			半壊 半焼 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600
冬	9,800	12,800		18,100	21,500	27,100	3,500			

番号	救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
6	医療	医療の途を失った者 (応急的措置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、 医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 社会保険診療報酬の額以 内 3 施術者 協定料金の額内	災害発生の日か ら14日以内	患者等の移送費 は、別途計上
7	助産	災害発生の日以前又は 以後7日以内に分べんし た者であって災害のため 助産の途を失った者(出産 のみならず、死産及び流産 を含み現に助産を要する 状態にある者)	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実 費 2 助産婦による場合は、慣 行料金の100分80以内の 額	分べんした日か ら7日以内	妊婦等の移送費 は、別途計上
8	災害者の救出	1 現に生命、身体が危険 な状態にある者 2 生死不明な状態にある 者	当該地域における通常の 実費	災害発生の日か ら3日以内	1 期間内に生死が 明らかにならない 場合は、以後「死 体の捜索」として 取り扱う。 2 輸送費、人件費 は、別途計上
9	災害した住宅 の応急処理	住家が半壊(焼)し、自 らの資力により応急修理 をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日 常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり 584,000円以内	災害発生の日か ら1か月以内	
10	学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半 壊(焼)又は床上浸水によ る喪失若しくは損傷等によ り学用品を使用すること ができず、就学上支障の ある小学校児童及び中学 校生徒及び高等学校等生 徒	1 教科書及び教科書以外の 教材で教育委員会に届出 又はその承認を受けて使 用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学校児童 4,400円 中学校生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,100円	災害発生の日か ら (教科書) 1か月以内 (文房具及び通学 用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価 額 2 入進学時の場合 は個々の実状に応 じて支給する。
11	埋葬	災害の際死亡した者を 対象にして実際に埋葬を 実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 211,300円以内 小人(12歳未満) 168,900円以内	災害発生の日か ら10日以内	災害発生の日以前 に死亡した者であ っても対象となる。
12	死体の捜索	行方不明の状態にあり、 かつ、四囲の事情によりす でに死亡していると推定 される者	当該地域における通常の 実費	災害発生の日か ら10日以内	1 輸送費、人件費 は、別途計上 2 災害発生後3日 を経過したものは 一応死亡した者と 推定している。

番号	救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
13	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	1 洗浄、消毒等 1体当たり3,400円以内 2 一時保存 ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1体当たり5,300円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金	災害の発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
14	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の1世帯当たりの平均135,400円以内	災害発生の日から10日以内	
15	輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

種類	対象	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額
救助の事務に必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

七尾市の指定・登録文化財一覧表

番号	区分	種別	名称	所有者	管理者	所在地	指定・登録年月日
1	国指定	建造物	藤津比古神社本殿 附棟札 一棟・二枚	藤津比古神社		中島町藤瀬	昭和42年 6月15日
2	国指定	建造物	座主家住宅 一棟	個人		中島町藤瀬	昭和46年12月28日
3	国指定	絵画	絹本着色 前田利春画像 一幅	長齡寺	石川県七尾美術館	小丸山台	昭和25年 8月29日
4	国指定	彫刻	木造 千手観音坐像 一軀	海門寺		大田町	平成24年 9月 6日
5	国指定	彫刻	木造 久麻加夫都阿良加志比古神坐像 一軀	久麻加夫都阿良加志比古神社		中島町宮前	昭和25年 8月29日
6	国指定	工芸品	刺繍 阿弥陀三尊像 一幅	西念寺	石川県七尾美術館	小丸山台	昭和30年 2月 2日
7	国指定	重要無形民俗文化財 (風俗習慣)	青柏祭の曳山行事		青柏祭でか山保存会	七尾市	昭和58年 1月11日
8	国指定	重要無形民俗文化財 (風俗習慣)	気多の鶴祭の習俗		鶴浦町会(鶴捕部)、気多神社	鶴浦町・羽咋市寺家町	平成12年12月27日
9	国指定	重要無形民俗文化財 (風俗習慣)	熊甲二十日祭の杵旗行事		お熊甲祭奉賛会	中島町宮前	昭和56年 1月21日
10	国指定	史跡	七尾城跡		七尾市	古府町竹町古屋敷町入会外	昭和 9年12月28日 平成23年 2月 7日追加 平成31年 2月26日追加
11	国指定	史跡	能登国分寺跡 附建物群跡	七尾市		国分・古府町	昭和49年12月23日
12	国指定	史跡	万行遺跡	七尾市		万行町	平成15年 8月27日 平成16年 2月27日追加
13	国指定	史跡	須曾蝦夷穴古墳	七尾市		能登島須曾町	昭和56年 1月27日
14	国登録	登録有形文化財(建造物)	北島屋茶店主屋	個人		一本杉町	平成16年11月29日
15	国登録	登録有形文化財(建造物)	茅田家住宅(旧上野啓文堂)主屋	個人		一本杉町	平成16年11月29日
16	国登録	登録有形文化財(建造物)	鳥居醤油店主屋	個人		一本杉町	平成16年11月29日
17	国登録	登録有形文化財(建造物)	高澤ろうそく店主屋	個人		一本杉町	平成16年11月29日
18	国登録	登録有形文化財(建造物)	神野家住宅主屋	個人		塗師町	平成17年12月 5日
19	国登録	登録有形文化財(建造物)	勝本家住宅主屋	個人		一本杉町	平成17年12月 5日
20	国登録	登録有形文化財(建造物)	春成酒造店主屋	個人		今町	平成17年12月27日
21	国登録	登録有形文化財(建造物)	懐古館(旧飯田家住宅)主屋	七尾市	(公財)七尾城址文化事業団	古屋敷町	平成18年 4月12日
22	国登録	登録有形文化財(建造物)	赤倉家住宅主屋	個人		魚町	平成20年 7月23日
23	国登録	登録有形文化財(建造物)	室木家住宅主屋	個人		中島町浜田	平成17年12月27日
24	国登録	登録有形文化財(建造物)	室木家住宅 門及び塀	個人		中島町浜田	平成18年 3月23日
25	国登録	登録有形文化財(建造物)	春木屋洋品店(旧春木屋商店洋服部)	個人		桧物町	平成26年10月 7日
26	国登録	登録有形文化財(建造物)	小山屋醤油店店舗兼主屋			相生町	平成29年10月27日
27	国登録	登録有形文化財(建造物)	小山屋醤油店表土蔵			相生町	平成29年10月27日
28	国登録	登録有形文化財(建造物)	小山屋醤油店ムロ			相生町	平成29年10月27日
29	国登録	登録有形文化財(建造物)	小山屋醤油店醤油蔵			相生町	平成29年10月27日
30	国登録	登録有形文化財(建造物)	青林寺客殿(和倉御便殿本殿)			和倉町	平成29年10月27日
31	国登録	登録有形文化財(建造物)	信行寺書院(和倉御便殿供奉殿)			和倉町	平成29年10月27日
32	県指定	絵画	絹本着色 長齡夫人画像 一幅	長齡寺	石川県七尾美術館	小丸山台	昭和44年 3月19日
33	県指定	絵画	絹本着色 三尊来迎図 一幅	西念寺	石川県立美術館	金沢市出羽町	昭和45年11月25日
34	県指定	絵画	紙本墨画 達磨図 一幅	龍門寺	石川県七尾美術館	小丸山台	昭和53年 7月13日
35	県指定	絵画	紙本淡彩 十六羅漢図 八幅	靈泉寺	石川県立美術館	小丸山台	昭和53年 7月13日
36	県指定	絵画	絹本着色 印鑰明神垂迹図 一幅	印鑰神社	石川県七尾美術館	小丸山台	昭和55年 7月10日
37	県指定	絵画	絹本着色 愛宕権現図 長谷川信春筆 一幅	七尾市	石川県七尾美術館	小丸山台	平成 8年 4月 9日
38	県指定	絵画	紙本墨画 陳希夷睡図 長谷川信春筆 一幅	七尾市	石川県七尾美術館	小丸山台	平成17年 3月25日
39	県指定	絵画	絹本着色 善女龍王図 長谷川信春筆 一幅	七尾市	石川県七尾美術館	小丸山台	平成17年 3月25日
40	県指定	絵画	絹本着色 涅槃図 一幅	長壽寺		小島町	平成26年 1月10日
41	県指定	絵画	紙本墨画 猿猴図屏風 二曲一隻	七尾市	石川県七尾美術館	小丸山台	平成30年 1月30日
42	県指定	絵画	紙本墨画 松竹図屏風 二曲一隻	七尾市	石川県七尾美術館	小丸山台	平成30年 1月30日
43	県指定	彫刻	木造 阿弥陀如来坐像 一軀	妙観院		小島町	平成23年 2月 1日
44	県指定	彫刻	木造 薬師如来坐像	久麻加夫都阿良加志比古神社		中島町宮前	昭和60年 4月 5日
45	県指定	典籍	紙本墨書 正法眼蔵・伝光録・ 正法眼蔵仏祖悟則 附 納入箱 八十二冊・一合	龍門寺	石川県七尾美術館	小丸山台	昭和58年 1月25日
46	県指定	典籍	賦何船連歌 一卷	七尾市	石川県七尾美術館	小丸山台	平成12年 3月14日
47	県指定	歴史資料	伊夜比咩神社棟札 三十二枚	伊夜比咩神社		能登島向田町	昭和58年 1月25日

七尾市の指定・登録文化財一覧表

番号	区分	種別	名称	所有者	管理者	所在地	指定・登録年月日
48	県指定	無形民俗文化財（風俗習慣）	日室の鎌祭り（「能登の諏訪祭りの鎌打ち神事」のうち）		日室の鎌祭り保存会	江泊町（日室）	平成 4年10月 9日
49	県指定	無形民俗文化財（風俗習慣）	能登島向田の火祭		能登島向田の火祭保存会	能登島向田町	昭和62年 1月14日
50	県指定	無形民俗文化財（風俗習慣）	七尾まだら（「能登のまだら」のうち）		七尾まだら春風会	七尾市	昭和41年 7月 8日
51	県指定	史跡	院内勅使塚古墳 一基	七尾市		下町	昭和47年 3月21日
52	県指定	史跡	赤蔵山	赤倉神社	三引町会	三引町	平成 3年10月 4日
53	県指定	史跡	上町マンガラ古墳群 二基	七尾市		中島町上町	昭和55年10月 7日
54	県指定	天然記念物	飯川のヒヨドリザクラ	個人		飯川町	昭和47年 8月23日
55	県指定	天然記念物	伊影山神社のイチョウ	伊影山神社		庵町	平成 2年 9月26日
56	県指定	天然記念物	岩屋化石層	七尾市	七尾市	小島町	平成 2年 9月26日
57	県指定	天然記念物	唐島神社社叢タブ林	唐島神社	塩津町会	中島町塩津	平成14年 8月27日
58	市指定	建造物	総社本殿 一棟		古府町会	古府町	昭和54年 6月21日
59	市指定	建造物	熊野神社本殿 一棟		熊野神社氏子一同	大田町	昭和54年 6月21日
60	市指定	建造物	日吉神社本殿 一棟		日吉神社氏子一同	大田町	昭和54年 6月21日
61	市指定	建造物	妙観白石神社本殿 一棟		千野町会	千野町	昭和54年 6月21日
62	市指定	建造物	東嶺寺本堂 一棟	東嶺寺		田鶴浜町	昭和63年 6月 6日
63	市指定	建造物	東嶺寺山門 一棟	東嶺寺		田鶴浜町	昭和63年 6月 6日
64	市指定	建造物	赤倉神社拝殿 一棟	赤倉神社	三引町会	三引町	平成元年 3月 9日
65	市指定	建造物	赤倉神社本殿 一棟	赤倉神社	三引町会	三引町	平成元年 3月 9日
66	市指定	建造物	赤倉神社仁王門 一棟	赤倉神社	三引町会	三引町	平成元年 3月 9日
67	市指定	建造物	室木邸 主屋一棟・納屋二棟・米倉一棟・土蔵二棟	七尾市		中島町外	昭和38年 7月29日
68	市指定	建造物	宝蔵 一棟	久麻加夫都阿良加志比古神社		中島町宮前	昭和47年 3月23日
69	市指定	絵画	釈迦涅槃図 一幅	西念寺	石川県七尾美術館	小丸山台	昭和33年 2月24日
70	市指定	絵画	三千仏画像 一幅	印鑰神社	石川県七尾美術館	小丸山台	昭和33年 2月26日
71	市指定	絵画	絹本着色 十三仏画像 一幅	妙観院		小島町	昭和33年 2月26日
72	市指定	絵画	絹本着色 日蓮画像 一幅	実相寺	石川県立美術館	金沢市出羽町	昭和48年 7月25日
73	市指定	絵画	絹本着色 前田安勝画像 一幅	長齢寺	石川県七尾美術館	小丸山台	昭和52年 2月25日
74	市指定	絵画	絹本着色 前田利政画像 一幅	長齢寺	石川県七尾美術館	小丸山台	昭和52年 2月25日
75	市指定	絵画	紙本着色 涅槃図 一幅	本延寺		小島町	昭和53年 4月 1日
76	市指定	絵画	紙本白描淡彩 涅槃図模本 一幅	成蓮寺	石川県七尾美術館	小丸山台	昭和53年 4月 1日
77	市指定	絵画	熊木左近将監公肖像 一幅	定林寺		中島町中島	昭和54年12月 3日
78	市指定	絵画	螢山紹瑾禅師自賛画像 一幅	東嶺寺		田鶴浜町	平成 9年 5月12日
79	市指定	絵画	絹本着色 涅槃図 一幅	東嶺寺		田鶴浜町	平成16年 9月20日
80	市指定	絵画	紙本淡彩 十六羅漢図 二幅	悦叟寺		田鶴浜町	平成16年 9月20日
81	市指定	絵画	絹本着色 長好連像 一幅	悦叟寺		田鶴浜町	平成16年 9月20日
82	市指定	絵画	紙本墨画 淡彩山水図	七尾市	石川県七尾美術館	小丸山台	平成26年 8月29日
83	市指定	絵画	紙本着色 涅槃図	七尾市	石川県七尾美術館	小丸山台	平成26年 8月29日
84	市指定	彫刻	木造 聖観音立像 一躯	妙観院		小島町	昭和33年 2月26日
85	市指定	彫刻	木造 二天立像 二躯	妙観院		小島町	昭和33年 2月26日
86	市指定	彫刻	木造 地藏菩薩立像 一躯	妙観院		小島町	昭和33年 2月26日
87	市指定	彫刻	木造 日蓮坐像 一躯	本延寺		小島町	昭和48年 7月25日
88	市指定	彫刻	木造 聖観音立像 一躯	藤野町会		藤野町	平成11年11月29日
89	市指定	彫刻	木造 長景連像 一躯	赤倉神社	三引町会	三引町	平成16年 9月20日
90	市指定	彫刻	木製 鬼瓦 一基	赤倉神社	三引町会	三引町	平成16年 9月20日
91	市指定	彫刻	木造 獅子頭 一頭	赤倉神社	三引町会	三引町	平成16年 9月20日
92	市指定	彫刻	爺婆面 二面	赤倉神社	三引町会	三引町	平成16年 9月20日
93	市指定	彫刻	木造 阿弥陀如来坐像 一躯	赤倉神社	三引町会	三引町	平成16年 9月20日
94	市指定	彫刻	木造 観音立像 一躯	東嶺寺		田鶴浜町	平成16年 9月20日
95	市指定	彫刻	牛ヶ鼻観音（木造 十一面観音立像） 一躯	白浜町会	怡岩院	三引町	平成16年 9月20日
96	市指定	彫刻	木造 随神像 一對	大津八幡神社		大津町	平成16年 9月20日
97	市指定	彫刻	木造 狛犬 一對	大津八幡神社		大津町	平成16年 9月20日
98	市指定	彫刻	木造 随神像 一對	火宮神社		杉森町	平成16年 9月20日
99	市指定	彫刻	木造 狛犬 一對	火宮神社		杉森町	平成16年 9月20日

七尾市の指定・登録文化財一覧表

番号	区分	種別	名称	所有者	管理者	所在地	指定・登録年月日
100	市指定	彫刻	木造 釈迦三尊像 一躯	個人		中島町豊田町	昭和41年 5月23日
101	市指定	彫刻	木造 聖観世音菩薩立像 一躯	中笠師町会		中島町笠師	昭和41年 5月23日
102	市指定	彫刻	木造 狛犬 一对	久麻加夫都阿良加志比古神社		中島町宮前	昭和41年 5月23日
103	市指定	彫刻	木造 漆塗獅子頭 一頭	久麻加夫都阿良加志比古神社	七尾市(祭り会館)	中島町横田	昭和62年 3月 4日
104	市指定	彫刻	猿田彦面 一面	久麻加夫都阿良加志比古神社	七尾市(祭り会館)	中島町横田	昭和62年 3月 4日
105	市指定	彫刻	翁面 一面	久麻加夫都阿良加志比古神社	七尾市(祭り会館)	中島町横田	昭和62年 3月 4日
106	市指定	彫刻	媼面 一面	久麻加夫都阿良加志比古神社	七尾市(祭り会館)	中島町横田	昭和62年 3月 4日
107	市指定	彫刻	木造 獅子頭 一頭	菅原神社	七尾市(祭り会館)	中島町横田	平成元年11月21日
108	市指定	彫刻	木造 随神像 二躯	久麻加夫都阿良加志比古神社	七尾市(祭り会館)	中島町横田	平成 5年12月 7日
109	市指定	彫刻	木造 釈迦如来坐像 一躯	定林寺		中島町中島	平成12年 6月29日
110	市指定	彫刻	木造 文殊菩薩坐像 一躯	定林寺		中島町中島	平成12年 6月29日
111	市指定	彫刻	木造 普賢菩薩坐像 一躯	定林寺		中島町中島	平成12年 6月29日
112	市指定	彫刻	木造 月浦宗暹坐像 一躯	定林寺		中島町中島	平成12年 6月29日
113	市指定	彫刻	木造 男神坐像 四躯	伊夜比咩神社		能登島向田町	昭和49年11月 5日
114	市指定	彫刻	木造 男神女神坐像 十四躯	大宮神社		能登島曲町	昭和49年11月 5日
115	市指定	彫刻	木造 女神坐像 一躯	専正寺		能登島祖母ヶ浦町	昭和49年11月 5日
116	市指定	彫刻	木造 薬師如来立像 一躯	専正寺		能登島祖母ヶ浦町	昭和49年11月 5日
117	市指定	彫刻	木造 随神像 二躯	柴山神社		能登島半浦町	昭和49年11月 5日
118	市指定	彫刻	木造 男神女神坐像 十躯	柴山神社		能登島半浦町	昭和49年11月 5日
119	市指定	彫刻	木造 毘沙門天立像 一躯	別所神社		能登島別所町	昭和49年11月 5日
120	市指定	彫刻	木造 菩薩形立像 三躯	大宮神社		能登島野崎町	昭和49年11月 5日
121	市指定	彫刻	木造 三神像 六躯	大宮神社		能登島野崎町	昭和49年11月 5日
122	市指定	彫刻	木造 聖観音座像 一躯	閻観音堂	能登島閻町会	能登島閻町	昭和49年11月 5日
123	市指定	工芸品	木製螺鈿蒔絵鞍 一脊	久志伊奈太伎比咩神社	七尾城史資料館	古屋敷町	昭和48年 7月25日
124	市指定	工芸品	山王二十一社神楽鈴	大地主神社		山王町	昭和52年 2月25日
125	市指定	工芸品	西光寺梵鐘 一口	西光寺		小島町	昭和52年 2月25日
126	市指定	工芸品	長壽寺梵鐘 一口	長壽寺		小島町	昭和52年 2月25日
127	市指定	工芸品	海門寺梵鐘 一口	海門寺		大田町	昭和52年 2月25日
128	市指定	工芸品	法螺貝 二個	赤倉神社	三引町会	三引町	平成16年 9月20日
129	市指定	工芸品	擬宝珠 二個	赤倉神社	三引町会	三引町	平成16年 9月20日
130	市指定	工芸品	瓶子 二個	赤倉神社	三引町会	三引町	平成16年 9月20日
131	市指定	工芸品	梵鐘 一口	赤倉神社	三引町会	三引町	平成16年 9月20日
132	市指定	工芸品	欄間 一面	東嶺寺		田鶴浜町	平成16年 9月20日
133	市指定	工芸品	本堂扉 四枚一式	東嶺寺	田鶴浜建具センター	田鶴浜町	平成16年 9月20日
134	市指定	工芸品	高卓 一脚	東嶺寺		田鶴浜町	平成16年 9月20日
135	市指定	工芸品	香炉 一口	東嶺寺		田鶴浜町	平成16年 9月20日
136	市指定	工芸品	花瓶 二基一对	東嶺寺		田鶴浜町	平成16年 9月20日
137	市指定	工芸品	銭九曜文鏡 一面	東嶺寺		田鶴浜町	平成16年 9月20日
138	市指定	工芸品	梵鐘 一口	東嶺寺		田鶴浜町	平成16年 9月20日
139	市指定	工芸品	梵鐘 一口	宗貞寺	七尾市(田鶴浜農村改善センター)	田鶴浜町	平成16年 9月20日
140	市指定	工芸品	社号扁額 一面	吉田気比古神社		吉田町	平成16年 9月20日
141	市指定	工芸品	東嶺神儀 一基	栄春院		三引町	平成16年 9月20日
142	市指定	工芸品	鉦鼓 一口	荒石比古神社	川尻町会	川尻町	平成16年 9月20日
143	市指定	工芸品	蒔絵鞍 一脊	藤津比古神社	七尾市(祭り会館)	中島町横田	昭和41年 5月23日
144	市指定	工芸品	の場孫三寄進七条袈裟 一領	徳照寺		中島町河崎	昭和60年 4月10日
145	市指定	工芸品	徳照寺喚鐘 一口	徳照寺		中島町河崎	平成10年 3月27日
146	市指定	工芸品	久麻加夫都阿良加志比古神社 湯立釜 一口	久麻加夫都阿良加志比古神社	七尾市(祭り会館)	中島町横田	平成10年 3月27日
147	市指定	工芸品	小牧白山社 湯立釜 一口	小牧町会	七尾市(祭り会館)	中島町横田	平成10年 3月27日
148	市指定	工芸品	銅造 菅忍比咩神社額 一面		個人	能登島鯉目町	昭和49年11月 5日
149	市指定	工芸品	銅造 大日如来懸仏 一面	専正寺		能登島祖母ヶ浦町	昭和49年11月 5日
150	市指定	工芸品	木造 蔵王権現懸仏 一面	大宮神社		能登島曲町	昭和49年11月 5日
151	市指定	古文書	青木家文書 一括	個人		江泊町	昭和34年11月 3日

七尾市の指定・登録文化財一覧表

番号	区分	種別	名称	所有者	管理者	所在地	指定・登録年月日
152	市指定	古文書	池岡家文書 一括	個人		花園町	昭和34年11月 3日
153	市指定	古文書	府中町文書 一括		印鑰神社氏子総代	府中町	昭和45年 5月25日
154	市指定	古文書	高橋家文書 一括	個人		庵町	昭和48年 7月25日
155	市指定	古文書	櫻井家文書 一括	個人		多根町	昭和48年 7月25日
156	市指定	古文書	国分町有文書 一括		国分町会	国分町	昭和48年 7月25日
157	市指定	古文書	熊淵町有文書 一括	熊淵町会		熊淵町	昭和48年 7月25日
158	市指定	古文書	小島町有文書 一括		唐崎神社	小島町	昭和48年 7月25日
159	市指定	古文書	八幡町有文書 一括	八幡町会		八幡町	昭和52年 2月25日
160	市指定	古文書	龍門寺文書 八通	龍門寺		小島町	平成15年 7月24日
161	市指定	古文書	笠師村御印 一枚		上笠師・中笠師・下笠師・南側(二年毎)	中島町笠師	昭和47年 3月23日
162	市指定	古文書	塩津村御印 一枚	塩津町会	七尾市(祭り会館)	中島町横田	昭和47年 3月23日
163	市指定	古文書	奥吉田村御印 一枚	奥吉田町会		中島町奥吉田	昭和47年 3月23日
164	市指定	古文書	河崎村御印 一枚	河崎町会		中島町河崎	昭和47年 3月23日
165	市指定	古文書	豊田村御印 一枚	豊田町会		中島町豊田	昭和47年 3月23日
166	市指定	古文書	豊田町村御印 一枚	豊田町町会		中島町豊田町	昭和47年 3月23日
167	市指定	古文書	小牧村御印 一枚	小牧町会	七尾市(祭り会館)	中島町横田	昭和47年 3月23日
168	市指定	古文書	河内村御印 一枚	河内町会		中島町河内	昭和47年 3月23日
169	市指定	古文書	鳥越村御印 一枚	鳥越町会		中島町鳥越	昭和47年 3月23日
170	市指定	古文書	外原村御印 一枚	外原町会		中島町外原	昭和47年 3月23日
171	市指定	古文書	土川村御印 一枚	土川町会	七尾市(祭り会館)	中島町横田	昭和48年 6月21日
172	市指定	古文書	横田村御印 一枚	横田町会	七尾市(祭り会館)	中島町横田	昭和48年 6月21日
173	市指定	古文書	北免田村御印 一枚	北免田町会		中島町北免田	昭和49年 9月12日
174	市指定	古文書	上町村御印 一枚	上町町会	七尾市(祭り会館)	中島町横田	平成 5年12月 7日
175	市指定	古文書	境塚議定書 一枚	小牧町会	七尾市(祭り会館)	中島町横田	昭和47年 3月23日
176	市指定	古文書	海塚議定書 三枚	小牧町会	七尾市(祭り会館)	中島町横田	昭和47年 3月23日
177	市指定	古文書	人質詰申日記 一枚	本浄寺		中島町上町	昭和54年12月 3日
178	市指定	古文書	悪作につき減租免状 一枚	個人		中島町浜田	昭和54年12月 3日
179	市指定	古文書	利家朱印状 一枚	個人		中島町浜田	昭和54年12月 3日
180	市指定	古文書	熊木村与一家扶持宛行状、安堵状 十枚		七尾市(祭り会館)	中島町横田	平成 8年 6月24日
181	市指定	古文書	末世目覚草 一冊	個人		中島町中島	平成23年 7月21日
182	市指定	古文書	野崎区有文書 一括	野崎町会		能登島野崎町	昭和49年11月 5日
183	市指定	古文書	半浦区有文書 一括	半浦町会		能登島半浦町	昭和49年11月 5日
184	市指定	古文書	無関区有文書 一括	無関町会		能登島無関町	昭和49年11月 5日
185	市指定	古文書	鯪目漁業会文書 一括	鯪目漁業会		能登島鯪目町	昭和49年11月 5日
186	市指定	古文書	伊夜比咩神社文書 一括	伊夜比咩神社		能登島向田町	昭和49年11月 5日
187	市指定	古文書	長崎区有文書 一括	長崎町会		能登島長崎町	昭和49年11月 5日
188	市指定	古文書	南区有文書 一括	南町会		能登島南町	昭和49年11月 5日
189	市指定	古文書	中谷内家文書 一括	個人		能登島別所町	昭和49年11月 5日
190	市指定	古文書	木下家文書 一括	個人		能登島無関町	昭和49年11月 5日
191	市指定	古文書	畠山義経書状 二通	七尾市	七尾市(七尾美術館・七尾城史資料館)		平成25年 6月26日
192	市指定	考古資料	赤浦遺跡出土貝殻文土器 一口	個人		赤浦町	昭和52年 2月25日
193	市指定	考古資料	能登国分寺跡出土方形三尊埴仏 三片	七尾市	能登国分寺展示館	国分町	平成 3年 8月 5日
194	市指定	考古資料	古代石器 二百五十点	個人	七尾市(サンビーム日和ヶ丘)	垣吉町	昭和39年 9月29日
195	市指定	考古資料	縄文土器片 二十二点	個人	七尾市(サンビーム日和ヶ丘)	垣吉町	昭和39年 9月29日
196	市指定	考古資料	弥生土器片 十五点	個人	七尾市(サンビーム日和ヶ丘)	垣吉町	昭和39年 9月29日
197	市指定	考古資料	須恵器片 十八点	個人	七尾市(サンビーム日和ヶ丘)	垣吉町	昭和39年 9月29日
198	市指定	考古資料	石斧 八点	個人	七尾市(サンビーム日和ヶ丘)	垣吉町	昭和39年 9月29日
199	市指定	考古資料	凹石 二点	個人	七尾市(サンビーム日和ヶ丘)	垣吉町	昭和39年 9月29日
200	市指定	考古資料	たたき石 一点	個人	七尾市(サンビーム日和ヶ丘)	垣吉町	昭和39年 9月29日
201	市指定	考古資料	金環 五点	個人	七尾市(サンビーム日和ヶ丘)	垣吉町	昭和39年 9月29日
202	市指定	考古資料	鉄鏃ほか 八点	個人	七尾市(サンビーム日和ヶ丘)	垣吉町	昭和39年 9月29日
203	市指定	考古資料	刀剣 四口	個人	七尾市(サンビーム日和ヶ丘)	垣吉町	昭和39年 9月29日

七尾市の指定・登録文化財一覧表

番号	区分	種別	名称	所有者	管理者	所在地	指定・登録年月日
204	市指定	考古資料	山岸ハリ塚古墳出土遺物 三十六点	個人	石川県立歴史博物館 装身具類二十七点 七尾市(祭り会館) 須恵器九点	金沢市出羽町 中島町横田	平成13年 6月26日
205	市指定	歴史資料	大念寺屋敷出土遺物 一括	個人	七尾城史資料館	古屋敷町	昭和33年 2月24日
206	市指定	歴史資料	文明十一年名号板碑 一基	岡町会		岡町	昭和33年 2月24日
207	市指定	歴史資料	天満天神宮三十六歌仙額 三十六面	松尾神社		矢田町	昭和46年 9月23日
208	市指定	歴史資料	総社三十六歌仙額 三十六面	古府町会		古府町	昭和46年 9月23日
209	市指定	歴史資料	総社三番叟図額 二面	古府町会		古府町	昭和46年 9月23日
210	市指定	歴史資料	扁額 四面	大地主神社	七尾城史資料館	古屋敷町	昭和46年 9月23日
211	市指定	歴史資料	藤原四手緒天保絵馬額 一面	藤原四手緒神社	藤原四手緒神社氏子一同	中挾町	昭和48年 7月25日
212	市指定	歴史資料	龍門寺袈裟・法衣袋等 四点	龍門寺		小島町	昭和48年 7月25日
213	市指定	歴史資料	国下厩応大日板碑 一基			国下町	昭和46年 9月23日
214	市指定	歴史資料	八幡弥陀三尊板碑 一基			八幡町	昭和46年 9月23日
215	市指定	歴史資料	鹿渡島観音額 一面	鶴浦町会		鶴浦町	平成 2年12月21日
216	市指定	歴史資料	志摩則正「開方盤」一面 と和算資料 七点	個人	石川県立歴史博物館	金沢市出羽町	平成 4年 5月26日
217	市指定	歴史資料	新保町の石龕と宝篋印塔 一基		新保町会	新保町	平成 6年 3月24日
218	市指定	歴史資料	長福寺歴史資料 十三点	長福寺		今町	平成11年11月29日
219	市指定	歴史資料	千野弥陀板碑 一基		千野町会	千野町	平成13年 3月23日
220	市指定	歴史資料	前田利家・利長石廟 一基	長齢寺		小島町	平成20年 4月22日
221	市指定	歴史資料	赤蔵山祭事現状絵図額 一枚	赤倉神社	三引町会	三引町	平成16年 9月20日
222	市指定	歴史資料	絵馬額 一面	八幡神社		高田町	平成16年 9月20日
223	市指定	歴史資料	長氏の臣郷侍邸宅配置図 一枚	個人		田鶴浜町	平成16年 9月20日
224	市指定	歴史資料	キリシタン灯籠竿石 一基	亀源寺		三引町	平成16年 9月20日
225	市指定	歴史資料	絵馬繫馬図 二面	日吉神社		中島町豊田町	昭和41年 5月23日
226	市指定	歴史資料	弘安六年神殿棟札 一枚	久麻加夫都阿良加志比古神社	七尾市(祭り会館)	中島町横田	昭和41年 5月23日
227	市指定	歴史資料	正和三年熊野権現建立棟札 一枚	藤津比古神社	七尾市(祭り会館)	中島町横田	昭和41年 5月23日
228	市指定	歴史資料	宝篋印塔 一基	外町会・小牧町会		中島町外・小牧	昭和41年 5月23日
229	市指定	歴史資料	阿弥陀三尊板碑 一基	豊田町町会		中島町豊田町	昭和41年 5月23日
230	市指定	歴史資料	地藏板碑 一基	北免田町会		中島町北免田	昭和41年 5月23日
231	市指定	歴史資料	道標 一基	中笠師町会		中島町笠師	昭和41年 5月23日
232	市指定	歴史資料	名号板碑 一基	町屋町会		中島町町屋	昭和41年 5月23日
233	市指定	歴史資料	絵馬 一面	久麻加夫都阿良加志比古神社	七尾市(祭り会館)	中島町横田	昭和47年 3月23日
234	市指定	歴史資料	算額 一面	久麻加夫都阿良加志比古神社	七尾市(祭り会館)	中島町横田	昭和47年 3月23日
235	市指定	歴史資料	榭 一個	藤津比古神社	石川県立歴史博物館	金沢市出羽町	昭和47年 3月23日
236	市指定	歴史資料	小牧村絵図 一枚	小牧町会	七尾市(祭り会館)	中島町横田	昭和47年 3月23日
237	市指定	歴史資料	五傍の揭示 三面	瀬嵐町会		中島町瀬嵐	昭和54年12月 3日
238	市指定	歴史資料	能登国海辺筋村建等分間絵図(部分)	個人		中島町中島	昭和54年12月 3日
239	市指定	歴史資料	深浦五傍の揭示 四面	深浦町会	七尾市(祭り会館)	中島町横田	平成 5年12月 7日
240	市指定	歴史資料	谷内村境塚絵図 一枚	横田町会	七尾市(祭り会館)	中島町横田	平成 7年 6月28日
241	市指定	歴史資料	深浦村境塚絵図 一枚	深浦町会	七尾市(祭り会館)	中島町横田	平成 7年 6月28日
242	市指定	歴史資料	小牧村境塚・海塚絵図 一枚	小牧町会	七尾市(祭り会館)	中島町横田	平成10年12月 9日
243	市指定	歴史資料	谷内観音堂安置仏像群 六軀	白山神社	谷内町会	中島町谷内	平成15年12月17日
244	市指定	歴史資料	曲大宮神社棟札 九枚	大宮神社		能登島曲町	昭和49年11月 5日
245	市指定	歴史資料	閨観音堂造立棟札 二枚	閨観音堂		能登島閨町	昭和49年11月 5日
246	市指定	歴史資料	嶋之如法経供養札 一枚	別所神社		能登島別所町	昭和49年11月 5日
247	市指定	歴史資料	別所神社棟札 五枚	別所神社		能登島別所町	昭和49年11月 5日
248	市指定	歴史資料	柴山神社棟札 三枚	柴山神社		能登島半浦町	昭和49年11月 5日
249	市指定	歴史資料	山王神社棟札 四枚	日吉神社		能登島日出ヶ島町	昭和49年11月 5日
250	市指定	歴史資料	山王神社絵馬 一幅	日吉神社		能登島日出ヶ島町	昭和49年11月 5日
251	市指定	歴史資料	東岳受旭無縫塔 一基	海門寺	海門寺	大田町	平成25年 6月26日
252	市指定	歴史資料	熊野神社寛文四年奉納絵馬 二七面	熊野神社	海門寺	大田町	平成25年 6月26日
253	市指定	歴史資料	天文十七年銘石塔 一基	個人		八幡町	平成26年 8月29日
254	市指定	歴史資料	橋本家文書歴史資料 760点	個人		中島町中島	平成26年 8月29日

七尾市の指定・登録文化財一覧表

番号	区分	種別	名称	所有者	管理者	所在地	指定・登録年月日
255	市指定	有形民俗文化財	大旗 一旒	要貝町会	七尾市(祭り会館)	中島町横田	昭和47年 3月23日
256	市指定	有形民俗文化財	豊田孫三家大旗 一旒	山戸田町会	七尾市(祭り会館)	中島町横田	昭和60年 1月21日
257	市指定	無形民俗文化財(風俗習慣)	大田町の左義長		藤平谷内青壮年団	大田町	平成 2年12月21日
258	市指定	無形民俗文化財(風俗習慣)	田鶴浜の左義長		田鶴浜壮年会	田鶴浜町	平成16年 9月20日
259	市指定	無形民俗文化財(風俗習慣)	鉦打のおすずみ祭り		藤津比古神社	中島町藤瀬	昭和53年 5月12日
260	市指定	無形民俗文化財(風俗習慣)	新宮祭の杵旗行事		藤津比古神社	中島町藤瀬	平成 7年 6月28日
261	市指定	無形民俗文化財(風俗習慣)	六保のおすずみ祭り		日吉神社	中島町豊田町	平成 7年 6月28日
262	市指定	無形民俗文化財(風俗習慣)	六保祭の杵旗行事		日吉神社	中島町豊田町	平成 7年 6月28日
263	市指定	無形民俗文化財(風俗習慣)	塩津のおすずみ祭り		菅忍比咩神社	中島町塩津	平成 7年 6月28日
264	市指定	無形民俗文化財(風俗習慣)	笠師祭の杵旗行事		菅忍比咩神社	中島町笠師	平成 7年 6月28日
265	市指定	無形民俗文化財(民俗芸能)	七尾豊年太鼓		七尾豊年太鼓保存会	七尾市	昭和48年 7月25日
266	市指定	無形民俗文化財(民俗芸能)	正調 能登舟こぎ唄		正調能登舟こぎ唄保存会	石崎町	平成 4年 5月26日
267	市指定	無形民俗文化財(民俗芸能)	獅子舞		三引町会	三引町	平成16年 9月20日
268	市指定	無形民俗文化財(民俗芸能)	ぼんぼらがいの(山崎の目連尊者地獄巡り)		ぼんぼらがい保存会	山崎町	平成29年 3月29日
269	市指定	無形民俗文化財(民俗技術)	丸木舟製作技術	個人		中島町瀬嵐	昭和47年 3月23日
270	市指定	史跡	高木森古墳 一基	下大森神社	矢田町会	矢田町	昭和34年11月 3日
271	市指定	史跡	三室古墳群	個人		三室町	昭和34年11月 3日
272	市指定	史跡	千野廃寺跡		千野町会	千野町	昭和34年11月 3日
273	市指定	史跡	東嶺寺内長家墓所	東嶺寺		田鶴浜町	昭和63年 6月 6日
274	市指定	史跡	小牧白山社中世墓群	白山社	小牧町会	中島町小牧	昭和60年 4月10日
275	市指定	史跡	殿様道			中島町奥吉田・笠師	平成 5年12月 7日
276	市指定	史跡	中島水道跡	七尾市		中島町中島	平成 5年12月 7日
277	市指定	史跡	佐波縄文遺跡	個人		能登島須曾町	昭和41年 9月 1日
278	市指定	史跡	祖母ヶ浦石塚遺跡	個人		能登島祖母ヶ浦町	昭和49年11月 5日
279	市指定	史跡	閨観音堂石塔群	閨観音堂	能登島閨町会	能登島閨町	昭和49年11月 5日
280	市指定	史跡	閨行者端五輪塔群	個人		能登島閨町	昭和49年11月 5日
281	市指定	史跡	向田信光寺石塔群	個人		能登島向田町	昭和49年11月 5日
282	市指定	史跡	小浦左幸屋敷跡	個人		能登島小浦町	平成11年 6月 1日
283	市指定	名勝	机島	個人		中島町瀬嵐	昭和47年 3月23日
284	市指定	名勝	北国八十八ヶ所霊場	大覚寺		中島町笠師	平成 5年12月 7日
285	市指定	天然記念物	ケヤキ 一本	飯川町会		飯川町	昭和40年10月 1日
286	市指定	天然記念物	ラカンマキ 一本	龍門寺		小島町	昭和40年10月 1日
287	市指定	天然記念物	タブノキ 一本	秋葉神社		大野木町	昭和48年 7月25日
288	市指定	天然記念物	スギ 一本	阿良加志比古神社		山崎町	昭和48年 7月25日
289	市指定	天然記念物	小丸山公園常緑広葉樹林	西光寺・七尾市		小島町・馬出町	昭和57年12月24日
290	市指定	天然記念物	椿林寺常緑広葉樹林	法広寺		鶴浦町	昭和59年12月22日
291	市指定	天然記念物	観音島海浜植物群落		鶴浦町会	鶴浦町	昭和59年12月22日
292	市指定	天然記念物	雌島・雄島の植物群			七尾南湾	平成 2年12月21日
293	市指定	天然記念物	大杉 一本	久麻加夫阿良加志比古神社		中島町宮前	昭和47年 3月23日
294	市指定	天然記念物	小牧のスタジイ 一本	白山社	小牧町会	中島町小牧	平成 8年 6月24日
295	市指定	天然記念物	出村家のタブノキ 一本	個人		能登島町長崎	平成 8年 3月26日
その他	—	重要美術品	紙本著色 前田利家画像 一幅	長齡寺	石川県七尾美術館	小丸山台	昭和12年 3月15日

警報・注意報発表基準一覧表

発表官署 金沢地方気象台

七尾市	府県予報区	石川県		
	一次細分区域	能登		
	市町村等をまとめた地域	能登南部		
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合		
	暴風	暴風が吹くと予想される場合		
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	高潮	高潮になると予想される場合		
	波浪	高波になると予想される場合		
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		
	地震動	震度6強以上の大きさの地震動が予想される場合		
	火山現象	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合		
	地面現象	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合		
	津波(大津波警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。		
警報	大雨	浸水害	雨量基準	平坦地:1時間雨量50mm 平坦地以外:3時間雨量70mm
		土砂災害	土砂雨量指数基準	108
	洪水		雨量基準	平坦地:1時間雨量50mm 平坦地以外:3時間雨量70mm
			流域雨量指数基準	二宮川流域=10、日用川流域=10、熊木川流域=10
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	暴風	平均風速	平均風速	陸上 20m/s 東海上 25m/s
	暴風雪	平均風速	平均風速	陸上 20m/s 雪を伴う 東海上 25m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ30cm 山地 12時間降雪の深さ45cm
			友義波高	5.0m
	高潮		潮位	1.0m
	津波			予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合
	注意報	大雨	浸水害	雨量基準
土砂災害			土砂雨量指数基準	81
洪水			雨量基準	平坦地:1時間雨量30mm 平坦地以外:3時間雨量40mm
			流域雨量指数基準	二宮川流域=5、日用川流域=8、熊木川流域=5
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	—
暴風		平均風速	平均風速	陸上 12m/s 東海上 15m/s
暴風雪		平均風速	平均風速	陸上 12m/s 雪を伴う 東海上 15m/s 雪を伴う
大雪			降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ15cm 山地 12時間降雪の深さ30cm
			友義波高	2.0m
高潮			潮位	0.7m
津波				予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合
雷				落雷などにより被害が予想される場合
融雪				①積雪地域の日平均気温が13℃以上 ②積雪地域の日平均気温が10℃以上、かつ日降水量が20mm以上
濃霧			規程	陸上 100m 東海上 500m
乾燥				最小湿度40%で、実効湿度65%
なだれ				①24時間降雪の深さが50cm以上であって気温の変化の大きい場合(昇温) ②積雪が100cm以上あって金沢地方気象台の日平均気温5℃以上、又は昇温率(+3℃/日)が大きいとき(ただし、0℃以上)
低温			夏季:最低気温17℃以下が2日以上継続 冬季:最低気温-4℃以下	
霧			早霧・晩霧期に最低気温3℃以下	
着氷・着雪			著しい着氷(雪)が予想される場合	
気象情報	記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	
	土砂災害警戒情報	土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と気象庁が共同で発表する防災情報		
	〇〇に関する気象情報	・警報や注意報を発表している間に、その利用価値を高め、防災対策への支援をより効果的にするために、現象の推移や観測成果、防災上の注意事項などを具体的にお知らせすることが必要であるときに発表 ・「警報」「注意報」「気象情報」は一体のものとして発表する。		
	台風情報	3時間毎に台風の実況と予報を、各時刻の正時約50分後に発表します。また、1時間ごとの実況と1時間後の推定値を発表する場合があります。		
	竜巻注意情報	竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に発表します。(有効期間は、発表から1時間)		

※特別警報の発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例を照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をします。

気象等に関する特別警報の発表基準

○雨に関する各市町村の50年に一度の値一覧

地域				50年に一度の値			警報基準
府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	R48	R03	SWI	SWI
石川県	加賀	加賀北部	金沢市	325	131	207	102
石川県	加賀	加賀北部	かほく市	335	143	210	120
石川県	加賀	加賀北部	津幡町	323	145	206	101
石川県	加賀	加賀北部	内灘町	298	120	189	123
石川県	加賀	加賀南部	小松市	333	118	208	105
石川県	加賀	加賀南部	加賀市	326	126	208	96
石川県	加賀	加賀南部	白山市	365	116	220	98
石川県	加賀	加賀南部	能美市	295	118	193	98
石川県	加賀	加賀南部	野々市市	292	129	194	-
石川県	加賀	加賀南部	川北町	289	119	186	-
石川県	加賀	能登北部	輪島市	279	118	184	86
石川県	加賀	能登北部	珠洲市	276	114	184	91
石川県	加賀	能登北部	穴水町	271	106	174	91
石川県	加賀	能登北部	能登町	279	119	181	88
石川県	加賀	能登南部	七尾市	288	112	189	108
石川県	加賀	能登南部	羽咋市	301	123	192	114
石川県	加賀	能登南部	志賀町	265	109	177	127
石川県	加賀	能登南部	宝達志水町	326	137	202	104
石川県	加賀	能登南部	中能登町	301	122	198	108

注1)略語の意味の右のとおり。R48:48時間降水量(mm)、R03:3時間降水量(mm)、SWI:土壌雨量指数(Soil Water Index)。

注2)「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。

注3)SWIの警報基準の欄の値は、平成25年7月時点の値である。「-」となっているのは、基準が設定されていない。

注4)降水量の警報基準については市町村によって1時間降水量や3時間降水量を指標にしているなど一概に比較できないことから、本表には掲載していない。

注5)R48、R03、SWIいずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。

注6)特別警報は、府県程度の広がりや50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

注7)特別警報の判定に用いるR03の値は、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。

○雪に関する各市町村の50年に一度の値一覧

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最新積雪(cm)
石川県	輪島	84	110
石川県	金沢	135	181
石川県	珠洲	140	159
石川県	七尾	87	74
石川県	白山河内	262	308
石川県	加賀菅谷	224	246

注1)50年に一度の値は過去の観測データから推定した値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。

注2)既往最新積雪は、平成25年4月までの値。

注3)特別警報は、府県程度の広がりや50年に一度の値となる現象を対象。

個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

府県気象情報

○土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは

大雨警報発表後に大雨により土砂災害の危険度が高まった市町を特定し、石川県砂防課と金沢地方気象台が共同して発表する情報で、解析雨量（60分間積算雨量）と土壌雨量指数という2つの指標を組み合わせて設定された監視基準（CL）を基に発表されています。

①解析雨量

全国に展開されている気象レーダーとアメダス等の地上の雨量計を組み合わせ、1km四方の細かさで解析した雨量分布で、解析雨量は30分ごとに作成されます。

解析雨量を利用すると、雨量計の観測網に係らないような局所的な強雨も把握することが出来るので、的確な防災対応に役立ちます。

②土壌雨量指数

土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数で、崖に仮想的に設置した3つのタンクの雨量の和として求められます。（雨が崖の中にたまった後、時間差をもって流出する状態をモデル化）

土壌雨量指数地が高いほど、崖の重みが増し、崩壊する危険性が高くなります。

参考

石川県土砂災害警戒情報 第1号

平成 年 月 日 時 分
石川県 金沢地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】
七尾市* 中能登町*

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】

〈概況〉
降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

〈とるべき措置〉
崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町から発表される避難勧告等の情報に注意してください。



■ 警戒対象地域

問い合わせ先
076-225-1751（石川県土木部砂防課）
076-260-1463（金沢地方気象台技術課）

○記録的短時間大雨情報

記録的短時間大雨情報とは

大雨警報を発表中に数年に一度しか起こらないような猛烈な雨が観測された場合に、大雨の発生した場所や時刻、その観測記録を「記録的短時間大雨情報」として発表しています。

この情報は、ここ数年で経験したことのないような大雨が短時間に集中的に降ったことを明示し、重大な災害の発生する可能性が高まっていることを周知するものです。

なお、石川県内の各市町の区分や地形を考慮し、区域に分けて発表しています。

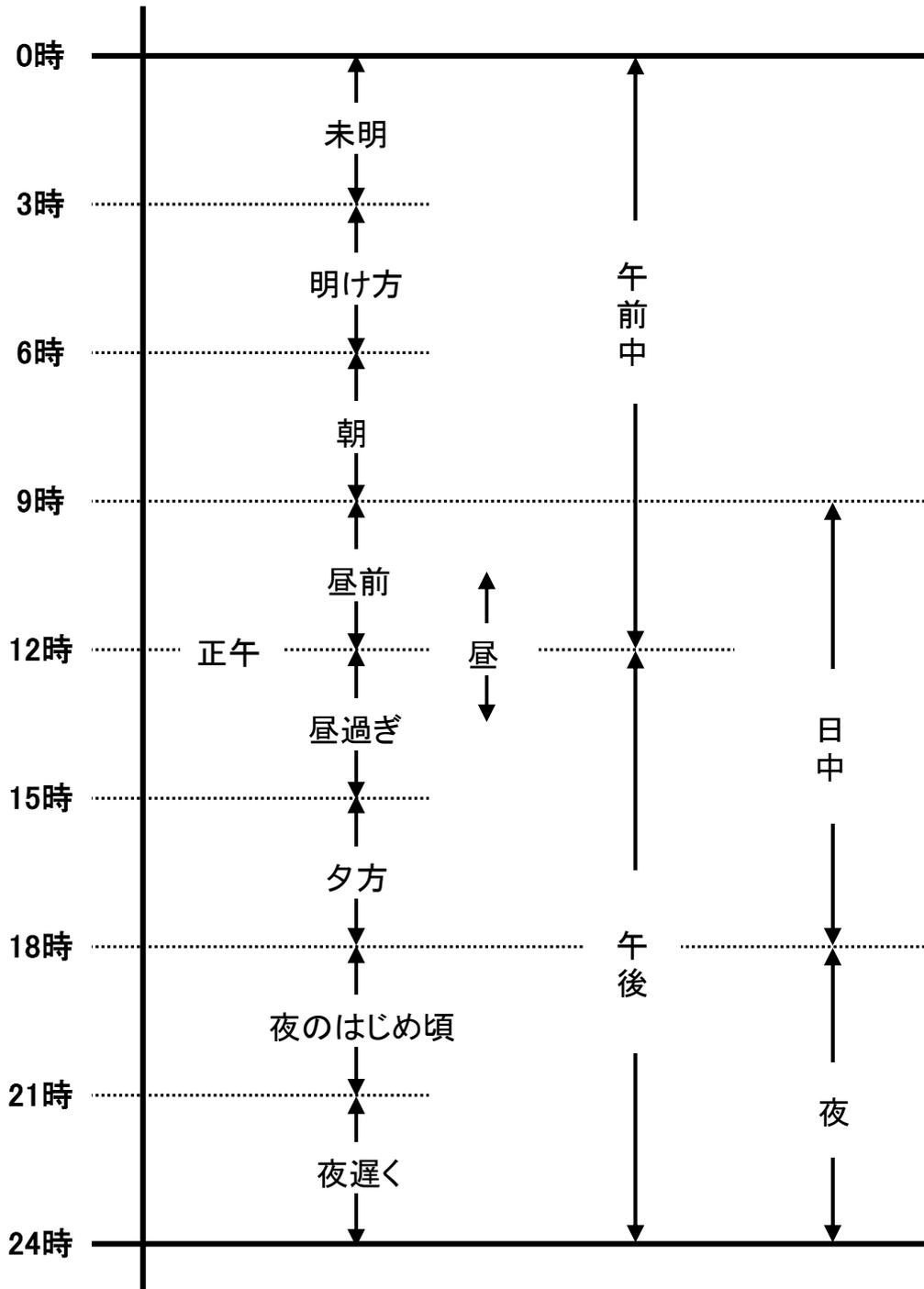
また、アメダスにて雨量を観測した場合にはアメダス観測所名で発表し、地域名称に「付近」を付加しませんが、解析雨量で発表する場合は、地域名称に「付近」を付加して発表します。

参考

例文1(アメダスで観測した場合)	
石川県記録的短時間大雨情報 第1号	
平成□□年□□月□□日 ◇◇時△△分	金沢地方気象台 発表
◇◇時石川県で記録的短時間大雨	
白山白峰で110ミリ	

例文2(解析雨量の場合)	
石川県記録的短時間大雨情報 第1号	
平成□□年□□月□□日 ◇◇時△△分	金沢地方気象台 発表
◇◇時石川県で記録的短時間大雨	
七尾市付近で約110ミリ	

気象情報による時に関する用語



雨の強さと降り方

1時間雨量 (mm)	雨の強さ (予報用語)	人の受ける イメージ	人への影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて
10~20	やや 強い雨	ザーザーと 降る	地面からの 跳ね返りで足 元がぬれる	雨の音で話し声 が良く聞き取れない	地面一面に 水たまりがで きる	
20~30	強い雨	どしゃ降り	傘をさしてい てもぬれる			ワイパーを速くして も見づらい
30~50	激しい雨	バケツを ひっくり返し たように降 る		寝ている人の半 数くらいが雨に気 がつく	道路が川の ようになる	高速走行時、車輪と 路面の間に水膜が 生じブレーキが効か なくなる(ハイドロブ レーニング現象)
50~80	非常に 激しい雨	滝のように 降る(ゴー ゴーと降り 続く)	傘は全く役に 立たなくなる		水しぶきであ たり一面が 白っぽくな り、視界が悪 くなる	車の運転は危険
80~	猛烈な雨	息苦しくなる ような圧迫 感がある。 恐怖を感ず る				

(注1) 大雨によって災害が起こるおそれのあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときは大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注2) 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには記録的短時間大雨情報を発表します。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。なお、情報の基準は地域によって異なります。

(平成12年8月作成)、(平成14年1月一部改正)、(平成29年3月一部改正)、(平成29年9月一部改正)

表に示した雨量が同じであっても、降り始めからの総雨量の違いや、地形や地質等の違いによって被害の様子は異なることがあります。

この表ではある雨量が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。

この表は主に近年発生した被害の事例から作成したものです。今後新しい事例が得られたり、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

風の強さと吹き方

平均風速 (m/s) およその時速	風の強さ (予報用語)	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	およその 瞬間風速 (m/s)
10～15 ～50km/h	やや 強い風	一般道路 の自動車	風に向かって歩 きにくくなる。傘が させない。	樹木全体が揺れ始め る。電線が揺れ始め る。	道路の吹流しの 角度が水平に なり、高速運 転中では横風 に流される感 覚を受ける。	樋(とい)が揺れ始 める。	20
15～20 ～70km/h	強い風		風に向かって歩け なくなり、転倒す る人も出る。高所 での作業はきわ めて危険。	電線が鳴り始める。 看板やタン板が外れ 始める。	高速運転中 では、横風に流 される感が大き くなる。	屋根瓦・屋根葺材 がはがれるもの がある。雨戸や シャッターが揺 れる。	
20～25 ～90km/h	非常に 強い風	高速道路 の自動車	何かにつかまっ ていないと立っ てられない。飛 来物によって負 傷するおそれ がある。	細い木の幹が折れ たり、根の張って いない木が倒れ 始める。看板が 落下・飛散する。 道路標識が傾く。	通常 の速度で運 転するのが困 難になる。	屋根瓦・屋根葺材 が飛散するもの がある。固定され ていないプレハ ブ小屋が移動、 転倒する。ビニ ールハウスのフ ィルム(被覆材) が広範囲に破 れる。	40
25～30 ～110km/h			屋外での行動は 極めて危険。			固定の不十分 な金属屋根の葺 材がめくれる。 養生の不十分 な仮設足場が崩 落する。	
30～35 ～125km/h	猛烈な風	特急電車	屋外での行動は 極めて危険。	多くの樹木が倒 れる。電柱や街 灯で倒れるもの がある。ブロック 壁で倒壊するも のがある。	走行中のトラック が横転する。	外装材が広範囲 にわたって飛散 し、下地材が露 出するものがある。	50
35～40 ～140km/h						住家で倒壊する ものがある。鉄 骨構造物で変 形するものがある。	
40～ 140km/h～							

(注1) 強風によって災害が起こるおそれのあるときは強風注意報を、暴風によって重大な災害が発生するおそれのあるときは暴風警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは暴風特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注2) 平均風速は10分間の平均、瞬間風速は3秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合等は3倍以上になることがあります。

(注3) この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

1. 風速は地形や周りの建物などに影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なることがあります。
2. 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
3. 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

(平成12年8月作成)、(平成14年1月一部改正)、(平成19年4月一部改正)、(平成25年3月一部改正)、(平成29年9月一部改正)

震度階級関連解説表

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外等の状況

階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物(住宅)		鉄筋コンクリート造建物		地盤の状況	斜面等の状況
				耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い		
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—	—	—	—	—	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—	—	—	—	—	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—	—	—	—	—	—	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。電線が少し揺れる。	電線が少し揺れる。	—	—	—	—	—	—
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車運転中では、揺れに気付く人がいる。	—	—	—	—	—	—
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	—	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強	大半の人が、物につかまらないうまく歩けない、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	—	—
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができないう。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認のため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いので、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないう、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

インターネットによる防災気象情報等の監視

天気予報・台風など気象情報

- ・金沢地方気象台
<http://www.jma-net.go.jp/kanazawa/>
- ・日本気象協会
<http://www.tenki.jp/>
- ・レーダ雨量 XRAIN (国土交通省 川の防災情報)
<http://www.river.go.jp/kwabou/ipTopGaikyo.do>

台風の進路状況

- ・気象庁 台風情報
<http://www.jma.go.jp/jp/typh/>
- ・米軍合同台風警報センターJTWC
<http://www.usno.navy.mil/JTWC/>

注意・・・時刻表記が協定世界時 (UTC ではなく Z) のため、見方として時差 9 時間を加えてください。

雨量・川の水位など

- ・石川県河川情報総合システム
<http://kasen.pref.ishikawa.jp/ishikawa/servlet/GamenServlet>
- ・防災情報いしかわ (国土交通省金沢河川国道事務所)
<http://www.hrr.mlit.go.jp/kanazawa/bousai-info-ishikawa/>

土砂災害

- ・石川県土砂災害危険度情報 (SABO アイ)
<http://sabo.pref.ishikawa.jp/sabo-i>

地震情報

- ・防災地震 WEB (独立行政法人防災科学技術研究所)
<http://www.seis.bosai.go.jp/>
- ・J-RISQ 地震速報
<http://www.j-risq.bosai.go.jp/report/>

積雪

- ・石川の雪みちナビ
<http://www.pref.ishikawa.jp/michi/yuki.htm>

その他 (防災関係機関のみ)

- ・石川県防災気象情報
<http://micosfit.jp/ishikawa.pref>

各観測所一覧

○気象観測所

番号	観測所名	所在地	降水量	気温	風向	風速	日照時間	海面上の 高さ (m)	風速計の 高さ (m)	温度計の 高さ (m)
56146	七尾	七尾市万行町43の部 37	○	○	○	○	○	58	10	1.5

観測装置の種類：有線ロボット気象計

(気象庁資料より)

○地震観測所一覧

整理番号	気象庁震度発表名	震度計所在地	震度計設置者
1	七尾市本府中町	七尾市本府中町ヲ部38番地（七尾サンライフプラザ）	気象庁
2	七尾市垣吉町	七尾市垣吉町へ部24番地（サンビーム日和ヶ丘）	県
3	七尾市中島町中島	七尾市中島町中島甲部170番地 (中島地区コミュニティセンター中島分館)	県
4	七尾市能登島向田町	七尾市能登島向田町ろ部1番地（旧能登島市民センター）	県
5	七尾市袖ヶ江町	七尾市袖ヶ江町イ部25番地(市役所敷地内)	防災科学技術研究所

※石川県震度情報ネットワークシステムと連動

(石川県水防計画より)

○雨量観測地点及び観測者

整理番号	河川名	観測所名	所在地	観測員	測器種類	摘要
1	西谷内川 熊木川	西谷内	七尾市中島町西谷内	中能登土木	テレメーター	
2	熊木川	中島	七尾市中島町中島甲部170 (中島地区コミュニティセンター中島分館)	中能登土木	テレメーター	
3	衣川	向田	七尾市能登島向田町 (能登島グラウンド)	中能登土木	テレメーター	
4	御祓川	中能登 土木総合	七尾市本府中町ソ-27-9 (中能登土木総合事務所)	中能登土木	テレメーター	
5	崎山川	シンデンバン 新田橋	七尾市鶴浦町82-48	中能登土木	テレメーター	
6	熊渕川 御祓川	滝尻	七尾市熊淵町滝尻	中能登土木	テレメーター	
7	熊渕川	オイデハン 生出橋	七尾市熊淵町生出	中能登土木	テレメーター	
8	二宮川	落合橋	七尾市満仁町	中能登土木	テレメーター	
9	熊渕川 崎山川	ユウジ 柑子	七尾市柑子町	中能登土木	テレメーター	
10	熊渕川	多根ダム	七尾市多根町	七尾市 農林水産課	自記	
11	大谷川	七尾	七尾市万行町43の部	金沢地方 気象台	テレメーター	

(整理番号1～10は石川県水防計画より)

各観測所一覧

○水位観測所

整理番号	河川名	観測所名	所在地	附近の堤防高	水位の状況 (m)					概要
					水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	危険水位	
1	熊木川	加茂橋	七尾市中島町宮前イ 6	3.30	1.60	2.00	2.30	2.70	3.26	※
2	御祓川	藤橋橋	七尾市西藤橋町末 1 7	3.30	1.20	1.40	1.50	1.80	3.00	※
3	大谷川	後畠橋	七尾市藤野町ハ 2 8 - 4	1.90	0.40	0.60	-	-	-	※
4	崎山川	新田橋	七尾市鶴浦町 8 2 - 4 8	2.40	1.00	1.20	-	-	-	※
5	熊湊川	生出橋	七尾市熊淵町生出	2.50	1.20	1.50	-	-	-	※
6	二宮川	落合橋	七尾市満仁町カ 1 4	3.40	1.30	1.90	2.10	2.40	2.80	※
7	御祓川	国分大橋	七尾市国分町	2.90	1.00	1.20	1.40	1.60	-	※
8	熊木川	町屋橋	七尾市中島町藤瀬	4.20	1.20	1.90	2.20	2.50	-	※
9	鷹合川	国分南橋	七尾市国分町	2.40	-	-	-	-	-	

※：水防時に通報すべき県の水位観測所

(石川県水防計画より)

○潮位等観測所

整理番号	観測所名	所在地	観測人名	観測種類			概要
				風向・風速	潮位	波高	
1	七尾	七尾市寿町	国交通省金沢港湾・空港整備事務所	○	○		

(石川県水防計画より)

○積雪・降雪観測所

No.	名称	設置場所	所在地	観測種類
1	七尾	希望の丘公園駐車場	七尾市万行町43-188	地域気象観測所 (気象庁)
2	鶴浦	旧北嶺中学校付近	七尾市鶴浦町	積雪センサー (県土木事務所)
3	滝尻	滝尻多目的集会所	七尾市熊淵町(滝尻)シ 13	積雪センサー (県土木事務所)
4	花園	坂下喜三夫宅付近	七尾市山崎町山61	積雪センサー (県土木事務所)
5	田鶴浜	旧田鶴浜市民センター	七尾市田鶴浜町り6	積雪センサー (県土木事務所)
6	田鶴浜 IC	田鶴浜 I C	七尾市高田地内	積雪センサー (のと里山海道維持管理課)
7	大津	大津 J C T	七尾市大津町地内	積雪センサー (県土木事務所)
8	中島	中島中学校グラウンド	七尾市中島町中島甲170	積雪センサー (県土木事務所)
9	西谷内	鉦打農林漁家高齢者センター	七尾市中島町藤瀬3-122-1	積雪センサー (県土木事務所)
10	能登島	旧能登島市民センター	七尾市能登島向田町ろ1	積雪センサー (県土木事務所)

災害の基礎知識

○地震から身を守る 10 カ条

- 我が身の安全を図る
机、テーブルなどの下に身をふせ、様子を見る
- すばやく火の始末
身の安全を守りながらあわてずに火の始末をする
- 戸を開けて出口の確保
建物のゆがみで出入り口が開かなくなることがある
- 火が出たらすぐ消火
初期消火が大事。隣近所と協力して消火に努める
- 外に逃げるときはあわてずに
あわてずに周囲の状況を確認し、落ち着いて行動する
- 狭い路地、塀ぎわ、がけや川べりに近づかない
ブロック塀等は倒れる恐れがあり、避難時に近寄らない
- 津波、山崩れ、崖崩れに注意
津波は海岸線に直角に高いところへ避難する
- 避難は歩いて、荷物は少なく
身軽に行動できるよう荷物は最小限にする
- 協力しあって応援救護
お年寄りやけが人等に声をかけ、みんなで助け合う
- 正しく情報を聞く
デマに惑わされず、公共機関の正しい情報を聞く

○津波から身を守る

- 沿岸や河川の周辺では、地震を感じたら急いで高台に避難
 - ・強い地震（震度 4 程度以上）を感じたとき
 - ・弱い地震であってもゆっくりとした揺れを感じたとき
- 地震発生後、約 3 分を目途に、津波警報等が発表される
- 津波は繰り返しやってくる
- 1 回目の津波より 2 回目の方が高いこともある

○大雨や台風が予想されるとき

■情報を収集する

テレビ・ラジオで台風の進路、特徴、大雨や強風に関する注意報や警報の発表などの気象情報を収集する。

■危険な場所に近づかない・離れる

雨で増水し境界がわからない小川や用水、冠水して深さがわからない道路、山崩れ、がけ崩れの起こりそうな所など危険な場所には近づかない

海、川、川べりでキャンプなどを行っている際、少しでも危険を察知した場合、計画の変更や中止をする。

また、普段から自分の家の周りの危険箇所について把握しておく。

■強風・突風に気をつける

看板等が飛んできたり、街路樹などが倒れたりするので、やむを得ず戸外に出るときは、ヘルメットなどをかぶる。

また、強風が弱まっても、しばらくして吹き返しの強風が吹くことがあるので、油断しない。

■火災に気をつける

強風により燃え広がる恐れがあるので、野焼きなどを中止する。

また、停電のため、ろうそくを使うときなどは、火の取扱いに十分注意する。

■土砂災害に気をつける

次のような前触れに気づいたときは、付近の人にも知らせて避難し、市役所などへ連絡する。
なお、何の前触れもなく起きることもあるので、注意する。

【がけ崩れ、地すべり、土石流の前触れ】

- (1) 雨が降り続けているのに川の水位が下がる
- (2) 急に川の流が濁り流木が混ざる
- (3) 山鳴りがする
- (4) がけや地面に割れ目が見える
- (5) がけから水が湧き出る
- (6) がけから小石がパラパラと落ちる

○降雪時

1. 住宅での注意事項

■屋根の雪下ろしは一人で作業をしない

安全帯の装備など落下防止の措置や見張り人を配置して実施する。

また、通行人などに危害を与えないよう注意する。

■雪の重みで住宅が倒壊することがある

屋根の雪下ろしは、積雪の状況や家の強度などを判断し、適切な時期に実施する。

また、異常な音があるなど危険を感じた場合は、速やかに避難する。

2. 除雪時の注意事項

■屋根雪の落下に注意

屋根に積もった雪が急に落下し、雪に埋まってしまうことがあるので、軒先の位置に注意するとともに、複数人で除雪を行い、万一の事態に備える。

■機械式除雪車の操作に注意

機械式除雪車を取り扱うときは、見張り人を設ける等により、他者や自分が負傷しないように注意する。

■用水への排雪に注意

除雪した雪を安易に排雪したため用水があふれ、付近の住宅が浸水することがある。

また、用水への転落にも注意する。

■自分の健康状態に注意

無理をせず、体調に応じて作業する。

また、地区で実施する除雪に協力し合う。

3. 自動車利用時の注意事項

■排気ガスに注意

車が雪に埋まったため排気ガスが車内に流入し、一酸化炭素中毒で死亡することがあるので、エンジンをかけたまま車両の中で休憩しない。

また、前方車両からの排気ガスが車内に流入し、体調を崩すことがあるので、渋滞中は車間距離や外気の取り入れに注意する。

■冬用タイヤへの交換は早めに

道路に積もった雪が圧雪されアイスバーンとなることもあるので、スノータイヤを過信せず、運転は慎重にする。

また、除雪車両や緊急車両の運行の障害となるので、路上駐車は決して行わない。

○原子力災害時にすべきこと

■情報の収集

広報車や緊急防災情報告知システム等のスピーカーでの住民広報。
これらの情報のほか、テレビ、ラジオから正確な情報をつかむ。

■放射線からの防護

人体が受けると予測される放射線の量に合わせ、関係市町災害対策本部から適切な防護対策の指示がなされる。時間的な余裕があるので、あわてる必要はない。

【防護対策指示の内容】

①屋内退避（コンクリート屋内退避を含む）：自宅や最寄りの公共施設などに退避し、そこにとどまること

屋内退避時の対応

- ・外から帰ってきた人は、顔や手を洗う
- ・ドアや窓を閉め、換気扇なども止めるなど外気の侵入を防ぐ。
- ・できるだけ窓際を離れて屋内の中央にとどまる。
- ・食品にフタやラップをする。屋内の食品は食べても差しつかえない。

②避難（一時移転を含む）：現在居住しているところから他市町の避難所に移ること。

避難時の対応

- ・持ち物は、最小限にまとめる。
- ・マスク及び外衣を着用する。
- ・隣人にも避難の指示等を確認する。
- ・ガスの元栓を閉め、電灯の消灯を確認し、窓等を閉めて施錠する。
- ・自家用車の乗合せて、他市町の避難所へ移動する。また、移動手段のない方は、指定の場所に集まり、市等が準備するバス等で移動する。

■屋外での簡単な被ばく防護方法

タオルを水でぬらして固く絞り、口や鼻にあてれば、放射性物質を吸い込まない効果がある。

■屋内退避の効果

屋内に退避し、気密性に配慮することで、人体が受ける放射線の量を減らすことができる。

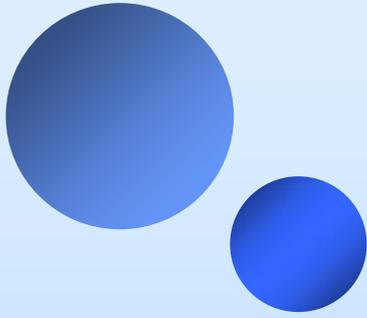
コンクリート建物の屋内は、木造建物より気密性が高いため、人体が受ける放射線の量をより減らすことができる。

被災者支援に関する 各種制度の概要



内閣府

(平成29年11月1日現在)



災害からの一日も早い復興を成し遂げるためには、まず被災者自らが生活再建への意欲を持ち、様々な人々との協働や支援制度の活用を図りながら、取り組んでいくことが大切です。

また、暮らしの場である地域の復興のために、地域の住民同士が助け合い、取り組んでいくことも大切です。

国では、被災者の生活再建への取り組みを支援するため、各種の支援制度を用意しております。

このパンフレットは、皆さまが各種の支援制度を最大限に活用しながら生活再建や地域の復興に向けて取り組むことができるよう、これら支援制度をわかりやすくまとめたものです。

あわせて、災害による被害を軽減し、速やかに復興を成し遂げるためには、日頃からの取り組みも大切です。「自分の身は自分で守り」「自分たちの地域は自分たちで守る」ために、日頃から防災対策に取り組んでいただければと思います。

経済・生活面の支援 ～被災後のくらしの状況から支援制度を探す～

被災後の経済・生活状況

活用できる支援制度

親や子ども等が死亡した

災害弔慰金

p.1

負傷や疾病による障害が出た

災害障害見舞金

p.1

当面の生活資金や
生活再建の資金が必要

被災者生活再建支援制度

p.2

災害援護資金

p.3

生活福祉資金制度による貸付（緊急小口資金・福祉費（災害援護資金））

p.4

母子父子寡婦福祉資金貸付金

p.5

年金担保貸付、労災年金担保貸付

p.5

恩給担保貸付

p.6

子どもの養育・就学を
支援してほしい

幼稚園への就園奨励事業

p.6

教科書等の無償供与（災害救助法）

p.6

特別支援学校等への就学奨励事業

p.6

小・中学生の就学援助措置

p.7

高等学校授業料等減免措置

p.7

大学等授業料等減免措置

p.7

国の教育ローン

p.7

緊急採用奨学金

p.8

児童扶養手当等の特別措置

p.8

経済・生活面の支援 ～被災後のくらしの状況から支援制度を探す～

税金や保険料等の軽減や 支払猶予等をしてほしい	→	地方税の特別措置	p.8
	→	国税の特別措置	p.9
	→	医療保険、介護保険の保険料・窓口負担の減免措置等	p.10
	→	障害福祉サービス等の利用者負担金の減免	p.10
	→	公共料金・使用料等の特別措置	p.10
	→	放送受信料の免除	p.10
	→	被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援	p.11
生活に困窮している	→	生活保護	p.11
離職後の生活を支援してほしい	→	未払賃金立替払制度	p.12
離職時の生活を支援してほしい	→	雇用保険の失業等給付	p.12
再就職を支援してほしい	→	ハロートレーニング（公的職業訓練）	p.13
就職活動を支援してほしい	→	職業転換給付金（広域求職活動費、移転費、訓練手当）の支給	p.13
法的トラブルの解決方法を 知りたい	→	法的トラブル等に関する情報提供	p.14
	→	弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度	p.14

住まいの確保・再建のための支援

～住まいの被災状況と再建の意向から支援制度を探す～

住まいの被害状況に応じて

※全壊、大規模半壊、半壊等被害程度を証明するものとして「罹災証明書」があります。
p.24をご覧ください。

再建の意向

活用できる支援制度

住まいを建て替え・
取得したい

独立行政法人住宅金融支援機構の融資

災害復興住宅融資（建設） p.16

災害復興住宅融資
（新築住宅購入、リ・ユース住宅（中古住宅）購入） p.17

災害復興住宅融資（補修） p.18

住宅金融支援機構融資の返済方法の変更 p.19

被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援 p.11

住まいを補修したい

災害援護資金等の貸付

生活福祉資金制度による貸付（福祉費（住宅補修費）） p.20

母子父子寡婦福祉資金の住宅資金 p.20

災害援護資金 p.3

民間賃貸住宅に移転したい

被災者生活再建支援制度 p.2

公共賃貸住宅に移転したい

公営住宅への入居 p.21

特定優良賃貸住宅等への入居 p.21

地域優良賃貸住宅への入居 p.21

応急的に住宅を修理したい

住宅の応急修理（災害救助法） p.22

宅地を直したい

独立行政法人住宅金融支援機構の融資

宅地防災工事融資 p.22

地すべり等関連住宅融資 p.23

中小企業・自営業への支援 ～事業再建のための支援制度を探す～

被災後の事業・雇用の状況

活用できる支援制度

農林漁業の再建資金が必要
【農林漁業者】

株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫による資金貸付

p.25

中小企業事業の再建資金が必要
【中小企業者】

小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

p.25

生活衛生改善貸付

p.26

災害復旧貸付

p.26

高度化事業（災害復旧貸付）

p.27

セーフティネット保証

p.27

災害関係保証

p.28

被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援

p.11

再就職を支援してほしい

職場適応訓練費の支給

p.28

安全な地域づくりへの支援 ～地域づくりのための支援制度を探す～

再建の意向	活用できる支援制度
被災者向けの公営住宅を整備したい	災害公営住宅の整備 p.29
既設の公営住宅を復旧したい	既設公営住宅の復旧 p.29
再開発したい	市街地再開発事業 p.29
市街地の防災性を高めたい	宅地耐震化推進事業 p.30
	都市防災総合推進事業 p.30
市街地の基盤整備したい	土地区画整理事業 p.30
	街なみ環境整備事業 p.31
	住宅市街地基盤整備事業 p.31
	住宅市街地総合整備事業 p.31
住環境と住宅を整備したい	住宅地区改良事業 p.31
	小規模住宅地区等改良事業 p.32
	優良建築物等整備事業 p.32
安全確保のため移転したい	防災集団移転促進事業 p.32
	がけ地近接等危険住宅移転事業 p.33
がけ崩れを防ぎたい	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業 p.33

※公共施設（道路、広場、緑地等）の整備を伴う優良な民間都市開発事業や景観形成等のまちづくりに資する施設整備については、民間都市開発推進機構による金融支援制度等があります。詳しくは、p.33をご覧ください。

相談窓口

～行政への相談窓口を探す～

相談窓口名	相談内容等
事前資金相談ダイヤル	個人企業や中小企業、農林漁業者向けの融資制度やお申込み手続き等 p.35
こころの健康相談	不安、悩みなどのこころの健康 p.36
法的トラブル解決のための 総合案内所（法テラス）	解決に役立つ法制度や窓口の案内 p.38
人権相談	差別やプライバシー侵害などの人権問題 p.38
行政苦情110番	国の行政に関する苦情や意見・要望 p.39
よりそいホットライン	生きにくさ、暮らしにくさを抱える人のための無料電話相談 p.39
NHKふれあいセンター	放送受信料やNHKのテレビ、ラジオなど受信に関する技術的な相談 p.40
消費者ホットライン	地方自治体が設置している身近な消費生活相談窓口の案内 p.40

経済・生活面の支援

制度の名称	災害弔慰金
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。 ●災害弔慰金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が死亡した場合：市町村条例で定める額（500万円以下）を支給 ・その他の者が死亡した場合：市町村条例で定める額（250万円以下）を支給
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により死亡した方のご遺族です。 ●支給の範囲・順位 <ul style="list-style-type: none"> ・1. 配偶者、2. 子、3. 父母、4. 孫、5. 祖父母 ・上記のいずれも存しない場合には兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る） <p>※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等です。</p>
お問い合わせ	市町村

制度の名称	災害障害見舞金
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。 ●災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が重度の障害を受けた場合：市町村条例で定める額（250万円以下）を支給 ・その他の者が重度の障害を受けた場合：市町村条例で定める額（125万円以下）を支給
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により以下のような重い障害を受けた方です。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼が失明した人 2. 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 5. 両上肢をひじ関節以上で失った人 6. 両上肢の用を全廃した人 7. 両下肢をひざ関節以上で失った人 8. 両下肢の用を全廃した人 9. 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人 <p>※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等です。</p>
お問い合わせ	市町村

制度の名称	被災者生活再建支援制度																			
支援の種類	給付																			
制度の内容	<p>●災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。</p> <p>●支給額は、下記の2つの支援金の合計額になります。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。)</p> <p>■住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">住宅の被害程度</th> </tr> <tr> <th>全壊等</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>■住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">住宅の再建方法</th> </tr> <tr> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅を除く)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円。</p> <p>●支援金の用途は限定されませんので、何にでもお使いいただけます。</p> <p>詳しくは、内閣府の防災情報のページ http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya.html 「被災者生活再建支援法の概要」を参照してください。</p>		住宅の被害程度		全壊等	大規模半壊	支給額	100万円	50万円		住宅の再建方法			建設・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)	支給額	200万円	100万円	50万円
	住宅の被害程度																			
	全壊等	大規模半壊																		
支給額	100万円	50万円																		
	住宅の再建方法																			
	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)																	
支給額	200万円	100万円	50万円																	
活用できる方	<p>●住宅が自然災害（地震、津波、液状化等の地盤被害等）により全壊等（※）又は大規模半壊した世帯が対象です。</p> <p>（※）下記の世帯を含みます。</p> <p>■住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯</p> <p>■噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯（長期避難世帯）</p> <p>●被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。</p> <p>※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が10世帯以上全壊した災害等です。</p>																			
お問い合わせ	都道府県、市町村																			

制度の名称	災害援護資金																														
支援の種類	貸付（融資）																														
制度の内容	<p>●災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。貸付限度額等は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="10">貸付限度額</td> <td colspan="2">①世帯主に1か月以上の負傷がある場合</td> </tr> <tr> <td>ア 当該負傷のみ</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 家財の3分の1以上の損害</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の半壊</td> <td>270万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全壊</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②世帯主に1か月以上の負傷がない場合</td> </tr> <tr> <td>ア 家財の3分の1以上の損害</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 住居の半壊</td> <td>170万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の全壊（エの場合を除く）</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全体の滅失又は流失</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td colspan="2">年3%（据置期間中は無利子）</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td colspan="2">3年以内（特別の場合5年）</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td colspan="2">10年以内（据置期間を含む）</td> </tr> </table>	貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合		ア 当該負傷のみ	150万円	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円	ウ 住居の半壊	270万円	エ 住居の全壊	350万円	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合		ア 家財の3分の1以上の損害	150万円	イ 住居の半壊	170万円	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円	貸付利率	年3%（据置期間中は無利子）		据置期間	3年以内（特別の場合5年）		償還期間	10年以内（据置期間を含む）	
貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合																														
	ア 当該負傷のみ		150万円																												
	イ 家財の3分の1以上の損害		250万円																												
	ウ 住居の半壊		270万円																												
	エ 住居の全壊		350万円																												
	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合																														
	ア 家財の3分の1以上の損害		150万円																												
	イ 住居の半壊		170万円																												
	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）		250万円																												
	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円																													
貸付利率	年3%（据置期間中は無利子）																														
据置期間	3年以内（特別の場合5年）																														
償還期間	10年以内（据置期間を含む）																														
活用できる方	<p>●以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上 2. 家財の1/3以上の損害 3. 住居の半壊又は全壊・流出 <p>●所得制限があります。表の額以下の場合が対象です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人員</th> <th>市町村民税における前年の総所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※対象となる災害は、自然災害で都道府県において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合などの災害です。</p>	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。																		
世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額																														
1人	220万円																														
2人	430万円																														
3人	620万円																														
4人	730万円																														
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。																														
お問い合わせ	市町村																														

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付（緊急小口資金・福祉費（災害援護資金））																
支援の種類	貸付（融資）																
制度の内容	<p>●生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や高齢者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸し付けるものです。</p> <p>●生活福祉資金には、「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用（緊急小口資金）」や「災害を受けたことにより臨時に必要な費用（福祉費（災害援護費）」についての貸付があります。それぞれの貸付限度額等は次のとおりです。</p> <p>■緊急小口資金</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>10万円以内</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付けの日から2月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後12月以内</td> </tr> </table> <p>■福祉費（災害援護資金）</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>150万円（目安）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付けの日から6月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後7年以内（目安）</td> </tr> </table> <p>●なお、大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置を実施することがあります。</p> <p>●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、都道府県社会福祉協議会またはお住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。</p>	貸付限度額	10万円以内	貸付利率	無利子	据置期間	貸付けの日から2月以内	償還期間	据置期間経過後12月以内	貸付限度額	150万円（目安）	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%	据置期間	貸付けの日から6月以内	償還期間	据置期間経過後7年以内（目安）
貸付限度額	10万円以内																
貸付利率	無利子																
据置期間	貸付けの日から2月以内																
償還期間	据置期間経過後12月以内																
貸付限度額	150万円（目安）																
貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%																
据置期間	貸付けの日から6月以内																
償還期間	据置期間経過後7年以内（目安）																
活用できる方	<p>●低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯</p> <p>●災害援護資金については、災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外</p>																
お問い合わせ	都道府県社会福祉協議会または市町村社会福祉協議会																

制度の名称	母子父子寡婦福祉資金貸付金
支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●母子父子寡婦福祉資金とは、母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。 ●災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払猶予などの特別措置を講じます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●母子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） <ol style="list-style-type: none"> 1. 母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養している方） 2. 母子・父子福祉団体（法人） 3. 父母のいない児童（20歳未満） ●父子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） <ol style="list-style-type: none"> 1. 父子家庭の父（配偶者のない男子で現に児童を扶養している方） 2. 母子・父子福祉団体（法人） 3. 父母のいない児童（20歳未満） ●寡婦福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） <ol style="list-style-type: none"> 1. 寡婦（かつて母子家庭の母であった方） 2. 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方
お問い合わせ	都道府県・市（福祉事務所設置町村含む。）の福祉事務所

制度の名称	年金担保貸付、労災年金担保貸付						
支援の種類	貸付（融資）						
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●国民年金、厚生年金保険、労災年金を担保に、保健・医療や住宅改修資金などを融資するものです。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 20%;">貸付限度額</td> <td>次のうち最も低い額 <ul style="list-style-type: none"> ・年金額の0.8倍以内 ・各支払期の返済額の1.5倍以内（原則2年半で返済できる額） ・200万円以内（一部の用途は80万円以内） </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対象経費</td> <td>保健・医療や住宅改修資金など</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保証人等</td> <td>年金証書を預けるとともに、信用保証制度の加入または1名以上の連帯保証人が必要</td> </tr> </table> <p>※金利については独立行政法人福祉医療機構ホームページ (http://hp.wam.go.jp/guide/nenkin/tabid/249/Default.aspx) 又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>	貸付限度額	次のうち最も低い額 <ul style="list-style-type: none"> ・年金額の0.8倍以内 ・各支払期の返済額の1.5倍以内（原則2年半で返済できる額） ・200万円以内（一部の用途は80万円以内） 	対象経費	保健・医療や住宅改修資金など	保証人等	年金証書を預けるとともに、信用保証制度の加入または1名以上の連帯保証人が必要
貸付限度額	次のうち最も低い額 <ul style="list-style-type: none"> ・年金額の0.8倍以内 ・各支払期の返済額の1.5倍以内（原則2年半で返済できる額） ・200万円以内（一部の用途は80万円以内） 						
対象経費	保健・医療や住宅改修資金など						
保証人等	年金証書を預けるとともに、信用保証制度の加入または1名以上の連帯保証人が必要						
活用できる方	●年金受給者の方が対象です。						
お問い合わせ	独立行政法人福祉医療機構 電話03-3438-0224（厚生年金、労災年金等）						

制度の名称	恩給担保貸付		
支援の種類	貸付（融資）		
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●恩給等を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するものです。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 		
	貸付限度額	恩給	250万円以内、ただし恩給の年額の3年分以内
		共済年金	250万円以内、ただし共済年金の年額の2.0年分以内（生活費は100万円以内）
	対象経費	住宅などの資金や事業資金	
	保証人等	恩給等の証書を預けることが必要	
<p>※1 金利については株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫にご確認ください。</p> <p>※2 共済年金による融資の貸付限度額は、年額の1年分以内になるまで毎年0.2年分ずつ段階的に引き下げを行います。</p>			
活用できる方	●恩給等の受給者の方が対象です。		
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 各支店にお問い合わせください 沖縄振興開発金融公庫 電話098-941-1798（沖縄に住所を有する方）		

制度の名称	幼稚園への就園奨励事業	
支援の種類	減免	
制度の内容	●保護者の所得状況に応じて、幼稚園の入園料・保育料を軽減します。	
活用できる方	●幼稚園に通う園児の保護者（避難をされている方も、この制度を活用することができます。）	
お問い合わせ	市町村、幼稚園	

制度の名称	教科書等の無償給与（災害救助法）	
支援の種類	現物支給	
制度の内容	●災害救助法に基づく学用品の給付は、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給します。	
活用できる方	●災害救助法が適用された市町村において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒（特別支援学校、養護学校の小学児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む）が対象です。	
お問い合わせ	都道府県、災害救助法が適用された市町村	

制度の名称	特別支援学校等への就学奨励事業	
支援の種類	給付・還付、現物支給・現物貸与	
制度の内容	●被災により、特別支援学校等への就学支援が必要となった幼児、児童又は生徒の保護者を対象に通学費、学用品等を援助します。	
活用できる方	●被災により新たに特別支援教育就学奨励費事業の対象となった世帯及び支弁区分が変更となった世帯	
お問い合わせ	都道府県、市町村、学校	

制度の名称	小・中学生の就学援助措置
支援の種類	給付・還付
制度の内容	●被災により、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助します。
活用できる方	●被災により、就学が困難となった児童・生徒の保護者。なお、避難をされている方も、この制度を活用することができます。
お問い合わせ	都道府県、市町村、学校

制度の名称	高等学校授業料等減免措置
支援の種類	減免・猶予
支援の内容	●災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料等の徴収猶予又は減額、免除します。
活用できる方	●地方公共団体の長が天災その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認める方が対象です。
お問い合わせ	都道府県、市町村、学校

制度の名称	大学等授業料等減免措置
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	●災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、各学校（大学、短期大学、大学院、高等専門学校）において授業料等の減額、免除を行います。 ※具体的な基準や減免額などは、学校ごとに異なります。
活用できる方	●各大学等において、減免等を必要とすると認める方が対象です。
お問い合わせ	在籍する各学校（授業料担当窓口）

制度の名称	国の教育ローン						
支援の種類	貸付（融資）						
制度の内容	<p>●入学資金・在学資金等の教育資金を融資するものです。</p> <p>●貸付限度額等は次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #ffff00;">貸付限度額</td> <td>学生・生徒1人あたり350万円以内</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffff00;">対象経費</td> <td>学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffff00;">保証人等</td> <td>（公財）教育資金融資保証基金または連帯保証人（学生・生徒の4親等以内の親族（学生・生徒の配偶者は除く）に限る）が必要</td> </tr> </table> <p>※金利については株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫にご確認ください。</p>	貸付限度額	学生・生徒1人あたり350万円以内	対象経費	学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等	保証人等	（公財）教育資金融資保証基金または連帯保証人（学生・生徒の4親等以内の親族（学生・生徒の配偶者は除く）に限る）が必要
貸付限度額	学生・生徒1人あたり350万円以内						
対象経費	学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等						
保証人等	（公財）教育資金融資保証基金または連帯保証人（学生・生徒の4親等以内の親族（学生・生徒の配偶者は除く）に限る）が必要						
活用できる方	●世帯の年収（所得）に関する上限額の設定（所得制限）あり						
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター 電話0570-008656 沖縄振興開発金融公庫 電話098-941-1798（沖縄に住所を有する方）						

制度の名称	緊急採用奨学金
支援の種類	貸与
制度の内容	●災害等により、家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与を実施します。
活用できる方	●大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）の学生・生徒
お問い合わせ	在籍する各学校（奨学金担当窓口）

制度の名称	児童扶養手当等の特別措置
支援の種類	給付
制度の内容	●被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じます。
活用できる方	●障害者・児のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯
お問い合わせ	市町村

制度の名称	地方税の特別措置
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●地方税の減免 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について、一部軽減又は免除を受けることができます。 ●徴収の猶予 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受けることができます。 ●期限の延長 災害により申告・納付等を期限までにできない方は、その期限が延長されます。これには、都道府県・市町村が条例で一律に期限を延長している場合と都道府県・市町村への申請により延長が認められる場合があります。一律に期限を延長している場合には手続きは必要ありません。詳しくは、お住まいの都道府県・市町村にお問い合わせください。
活用できる方	●災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。
お問い合わせ	都道府県、市町村(税務課など)

制度の名称	国税の特別措置
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。これには、地域指定による場合と個別指定による場合とがあります。 ●納税の猶予 災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、納税の猶予を受けることができます。 ●予定納税の減額 所得税の予定納税をされる方が災害により損失を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、減額を受けることができます。 ●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請）をすることにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。 ●所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、1. 所得税法に定める雑損控除の方法、2. 災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方が対象です。 ●納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含みます。）で災害により全積極財産の概ね1/5以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方が対象です。 ●予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害により損失を受け、その年の税額が前年より減少することが見込まれる方が対象です。 ●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の1/2以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である方などが対象です。 ●雑損控除については、災害により生活に通常必要な資産に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方が対象です。また、所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象です。
お問い合わせ	税務署

制度の名称	医療保険、介護保険の保険料・窓口負担の減免措置等	
支援の種類	減免・支払猶予	
制度の内容	●医療保険、介護保険の保険料・窓口負担について、減免措置等が講じられます。	
	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料及び窓口負担の減免・支払猶予	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者について、保険料及び窓口負担の減免・支払猶予措置が講じられる場合があります。
	健康保険等の被保険者等の窓口負担の減免	健康保険等の被保険者等について、窓口負担の減免措置が講じられる場合があります。
活用できる方	●介護保険料及び窓口負担の減免	
	介護保険料の減免・支払猶予措置や、窓口負担の減免措置が講じられる場合があります。	
活用できる方	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、保険料・窓口負担の支払いが困難と認められる方 ●保険者によって取扱が異なりますので、ご加入の医療保険制度保険者や市町村にご確認ください。	
お問い合わせ	健康保険組合、全国健康保険協会、市町村（国民健康保険・介護保険）、国保組合、後期高齢者医療広域連合、共済組合などの各医療保険者・介護保険者の窓口	

制度の名称	障害福祉サービス等の利用者負担金の減免	
支援の種類	減免	
制度の内容	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、障害福祉サービス等に要する費用を負担することが困難である方に対し、利用者負担額の減免が講じられることがあります。	
活用できる方	●対象者については、都道府県、市町村が定めることとなります。	
お問い合わせ	都道府県、市町村の障害福祉担当窓口	

制度の名称	公共料金・使用料等の特別措置	
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）	
制度の内容	●災害により被害を受けた被災者に対しては、都道府県や市町村において、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除されることがあります。	
	●電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがあります。	
活用できる方	●対象者については、都道府県、市町村、関係事業者が定めることとなります。	
お問い合わせ	都道府県、市町村、関係事業者	

制度の名称	放送受信料の免除	
支援の種類	減免	
制度の内容	●災害により被害を受けた受信契約者の放送受信料が一定期間免除されることがあります。 http://pid.nhk.or.jp/jushinryo/exemption_1.html	
活用できる方	●受信契約の住所の建物が、半壊・半焼又は床上浸水以上程度の被害を受けた方	
お問い合わせ	日本放送協会 0570-077-077(北ダヤル) 利用できない場合は 050-3786-5003	

制度の名称	被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）、サービス
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅ローンを借りている個人の方や、事業に必要な資金を借りている個人事業主の方で、自然災害（注）の影響によって災害前の借入の返済が困難となった方は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を利用することにより、破産手続などの法的な手続によらず、債務の免除等を受けられます。 （注）平成27年9月2日以降に災害救助法の適用を受けた自然災害 ●ガイドラインによる債務整理のメリットは次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・財産の一部を、ローンの支払いに充てずに、手元に残すことができます。 ・破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことは、個人信用情報として登録されないため、その後の新たな借入に影響が及びません。 ・国の補助により弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができます。
活用できる方	●自然災害の影響によって、災害前の住宅ローンや事業性ローン等の借入を弁済することができないまたは近い将来において弁済できないことが確実と見込まれる個人の債務者が対象になります。
お問い合わせ	●ローンの借入先にお問い合わせください。

制度の名称	生活保護															
支援の種類	給付・還付、現物支給・現物貸与															
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●生活に現に困窮している方に、生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うものです。 ●生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になります。また、扶養義務者による扶養は保護に優先されます。 ●生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則です。 ●保護の基準は、厚生労働大臣が設定します。 生活扶助額の例（※平成28年4月～） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>東京都区部</th> <th>地方郡部等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3人世帯（33歳、29歳、4歳）</td> <td>160,110円</td> <td>131,640円</td> </tr> <tr> <td>高齢者単身世帯（68歳）</td> <td>80,870円</td> <td>65,560円</td> </tr> <tr> <td>高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）</td> <td>120,730円</td> <td>97,860円</td> </tr> <tr> <td>母子世帯（30歳、4歳、2歳）</td> <td>189,410円</td> <td>159,900円</td> </tr> </tbody> </table>		東京都区部	地方郡部等	3人世帯（33歳、29歳、4歳）	160,110円	131,640円	高齢者単身世帯（68歳）	80,870円	65,560円	高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）	120,730円	97,860円	母子世帯（30歳、4歳、2歳）	189,410円	159,900円
	東京都区部	地方郡部等														
3人世帯（33歳、29歳、4歳）	160,110円	131,640円														
高齢者単身世帯（68歳）	80,870円	65,560円														
高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）	120,730円	97,860円														
母子世帯（30歳、4歳、2歳）	189,410円	159,900円														
活用できる方	●資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方が対象です。															
お問い合わせ	都道府県、市町村															

制度の名称	未払賃金立替払制度
支援の種類	立替（債権者向け）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康安全機構が事業主に代わって支払います。 ●対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の6カ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているものです（上限有り）。ボーナスは立替払の対象とはなりません。また、未払賃金の総額が2万円未満の場合も対象とはなりません。 ●立替払した場合は、独立行政法人労働者健康福祉機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償します。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●次に掲げる要件を満たしている場合は立替払を受けることができます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 使用者が、 <ul style="list-style-type: none"> 1. 労災保険の適用事業に該当する事業を行っていたこと 2. 1年以上事業活動を行っていたこと 3. ア. 法律上の倒産（破産、特別清算、民事再生、会社更生の場合）をしたこと この場合は、破産管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要があります。 イ. 事実上の倒産（中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない場合）をしたこと この場合は、労働基準監督署長の認定が必要です。労働基準監督署に認定の申請を行って下さい。 (2) 労働者が、倒産について裁判所への申立て等（法律上の倒産の場合）又は労働基準監督署への認定申請（事実上の倒産の場合）が行われた日の6か月前の日から2年の間に退職した者であること
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●労働基準監督署 （所在地ご案内 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html） ●独立行政法人労働者健康安全機構 未払賃金立替払相談コーナー 電話044-431-8663

制度の名称	雇用保険の失業等給付
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給します。 ●災害により雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職又は休業を余儀なくされた方に雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施します。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法の適用を受ける市町村に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方が対象です。 ●激甚災害法第25条の規定が適用された場合に、激甚災害法の適用を受ける地域に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することになったため、休業を余儀なくされた方が対象です。
お問い合わせ	公共職業安定所

制度の名称	ハロートレーニング（公的職業訓練）
支援の種類	給付・還付、サービス
制度の内容	<p>●災害により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練が受けられます。</p> <p>●また、一定の要件を満たす場合、訓練期間中の生活を支援するための給付金が支給される制度もあります。</p> <p>http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/hellotraining_top.html</p>
活用できる方	●災害により離職した者が、再就職のために職業訓練を受けて技能や知識を身につけることが必要で、かつその訓練を受けるために必要な能力等を有するなどの要件を満たしており、公共職業安定所長の受講あっせんを受けた者が対象です。
お問い合わせ	公共職業安定所

制度の名称	職業転換給付金（広域求職活動費、移転費、訓練手当）の支給
支援の種類	給付・還付
制度の内容	<p>●就職が困難な失業者などの再就職の促進を図るため、ハローワークの紹介により広域に渡る求職活動を行う場合や、就職または公共職業訓練を受講するために住所を移転する場合にその費用の一部が支給されます。</p> <p>また、訓練を行っている期間については訓練手当が支給されます。</p> <p>【広域求職活動費】 ハローワークを通じて広域の求職活動を行う場合に広域求職活動費（交通費実費、宿泊料）を支給。</p> <p>【移転費】 就職又は公共職業訓練を受講するために住所を移転する場合に、移転費（交通費実費、移転料、着後手当）を支給。</p> <p>【訓練手当】 ハローワークの所長の指示により職業訓練を受講する場合に訓練手当を支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本手当 日額 3,530 円～4,310 円 ・受講手当 日額 500 円（40日を限度） ・通所手当 月額 42,500 円まで ・寄宿手当 月額 10,700 円 <p>※ その他、就職が困難な失業者等を作業環境に適応させる職場適応訓練を実施した事業主に対して職場適応訓練費が支給される。</p>
活用できる方	●激甚な災害を受けた地域において就業していて災害により離職を余儀なくされた方など。
お問い合わせ	公共職業安定所又は都道府県労働局、都道府県

制度の名称	法的トラブル等に関する情報提供
支援の種類	サービス
制度の内容	●全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や全国统一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問い合わせを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内します。
活用できる方	●利用に際して制限はありません（法的トラブルかどうかわからない方も、お気軽にお問い合わせください）。
お問い合わせ	●法テラス・サポートダイヤルについては、0570-078374 ●法テラス各地方事務所については、法テラス・ホームページ (http://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/index.html) をご覧ください。

制度の名称	弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度
支援の種類	サービス、立替（債権者向け・債務者向け）
制度の内容	日本司法支援センター（法テラス）では、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、次の援助を行います。 ●弁護士又は司法書士による無料法律相談（「法律相談援助」） ●裁判所における民事・家事及び行政事件に関する手続又はそれに先立つ示談交渉等における弁護士又は司法書士費用（着手金・実費等）の立替え（「代理援助」） ●裁判所に提出する書類の作成における司法書士又は弁護士費用（報酬・実費等）の立替え（「書類作成援助」）
活用できる方	次の要件を満たしている場合に援助を受けることができます。 ※法律相談援助の場合は（1）と（3）、代理援助と書類作成援助の場合は（1）から（3）のいずれも満たす必要があります。 （1）資力が一定額以下であること 夫婦間の紛争の場合を除き、原則として、配偶者の収入・資産を加算した金額で判断します。 ① 月収が一定額以下であること 単身者 182,000円以下（200,200円以下） 2人家族 251,000円以下（276,100円以下） 3人家族 272,000円以下（299,200円以下） 4人家族 299,000円以下（328,900円以下） ※（ ）内は、東京、大阪などの大都市の基準です。 ※5人家族以上は、1人増につき30,000円（33,000円）が加算されます。 ※医療費、教育費などの出費がある場合は、相当額が控除されます。 ※家賃・住宅ローンを負担している場合は、上記収入基準に下記の限度内でその全額が加算されます（東京都特別区については、別途定めあり。） 単身者／41,000円 2人家族／53,000円 3人家族／66,000円 4人家族以上／71,000円 ② 保有資産が一定額以下であること 現金、預貯金、有価証券、不動産（自宅と係争物件を除く）などの保有資産の価値を合計して（法律相談援助の場合は、現金と預貯金のみ合計）、次の基準を満たす必要があります。

	<p> 単身者／180万円以下　2人家族／250万円以下 3人家族／270万円以下　4人家族／300万円以下 ※3か月以内に医療費、教育費などの出費がある場合は控除されます。 </p> <p> (2) 勝訴の見込みがないとはいえないこと 和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものなども含みます。 </p> <p> (3) 民事法律扶助の趣旨に適すること 報復的感情を満たすだけや宣伝のためといった場合、または権利濫用的な訴訟の場合などは援助できません。 </p>
お問い合わせ	<p> ●法テラス・サポートダイヤルについては、0570-078374^{おなやみなし} </p> <p> ●法テラス各地方事務所については、法テラス・ホームページ http://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/index.html をご覧ください。 </p>

住まいの確保・再建のための支援

制度の名称	災害復興住宅融資（建設）																				
支援の種類	貸付（融資）																				
制度の内容 (独立行政法人住宅金融支援機構の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を建設する場合に受けられる融資です。 ●融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅です。 ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 ●この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr style="background-color: #ffff00;"> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 25%;">構造等</th> <th style="width: 25%;">融資限度額（※1）</th> <th style="width: 35%;">返済期間（※2）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">基本融資額</td> <td>耐火構造 準耐火構造 木造（耐久性）</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1,650万円</td> <td style="text-align: center;">35年</td> </tr> <tr> <td>木造（一般）</td> <td style="text-align: center;">25年</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特例加算額</td> <td style="text-align: center;">510万円</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">土地取得資金</td> <td style="text-align: center;">970万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">整地資金</td> <td style="text-align: center;">440万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、融資限度額（建設資金2,160万円、土地取得資金970万円、整地資金440万円）又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。</p> <p>※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。</p> <p>（注）その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ（http://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html）又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>		構造等	融資限度額（※1）	返済期間（※2）	基本融資額	耐火構造 準耐火構造 木造（耐久性）	1,650万円	35年	木造（一般）	25年	特例加算額		510万円	併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。	土地取得資金		970万円	整地資金		440万円
	構造等	融資限度額（※1）	返済期間（※2）																		
基本融資額	耐火構造 準耐火構造 木造（耐久性）	1,650万円	35年																		
	木造（一般）		25年																		
特例加算額		510万円	併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。																		
土地取得資金		970万円																			
整地資金		440万円																			
活用できる方	ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を建設される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。																				
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター 0120-086-353 沖縄振興開発金融公庫 098-941-1850																				

制度の名称	災害復興住宅融資（新築住宅購入、リ・ユース住宅（中古住宅）購入）																																						
支援の種類	貸付（融資）																																						
制度の内容 (独立行政法人住宅金融支援機構の場合)	<p>●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、新築住宅、リ・ユース住宅（中古住宅）を購入する場合に受けられる融資です。</p> <p>●融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡（マンションの場合30㎡）以上175㎡以下の住宅です。</p> <p>●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。</p> <p>●この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。</p> <p>■新築住宅の購入</p> <table border="1" data-bbox="411 723 1469 1070"> <thead> <tr> <th></th> <th>構造等</th> <th>融資限度額（※1）</th> <th>返済期間（※2）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基本融資額</td> <td>耐火住宅 準耐火住宅 木造住宅（耐久性）</td> <td rowspan="2">2,620万円</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td>木造住宅（一般）</td> <td>25年</td> </tr> <tr> <td>特例加算額</td> <td></td> <td>510万円</td> <td>併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。</td> </tr> </tbody> </table> <p>■リ・ユース住宅（中古住宅）の購入</p> <table border="1" data-bbox="411 1160 1342 1339"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">融資限度額（※1）</th> </tr> <tr> <th>リ・ユース</th> <th>リ・ユースプラス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本融資額</td> <td>2,320万円</td> <td>2,620万円</td> </tr> <tr> <td>特例加算額</td> <td>510万円</td> <td>510万円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="411 1350 1342 1570"> <thead> <tr> <th>建て方</th> <th>種別</th> <th>返済期間（※2）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一戸建て等</td> <td>リ・ユース住宅</td> <td>25年</td> </tr> <tr> <td>リ・ユースプラス住宅</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">マンション</td> <td>リ・ユースマンション</td> <td>25年</td> </tr> <tr> <td>リ・ユースプラスマンション</td> <td>35年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、融資限度額（リ・ユース住宅及びリ・ユースマンションは2,830万円、新築住宅の購入、リ・ユースプラス住宅及びリ・ユースプラスマンションは3,130万円）又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。</p> <p>※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。</p> <p>（注）その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ（http://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html）又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>		構造等	融資限度額（※1）	返済期間（※2）	基本融資額	耐火住宅 準耐火住宅 木造住宅（耐久性）	2,620万円	35年	木造住宅（一般）	25年	特例加算額		510万円	併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。		融資限度額（※1）		リ・ユース	リ・ユースプラス	基本融資額	2,320万円	2,620万円	特例加算額	510万円	510万円	建て方	種別	返済期間（※2）	一戸建て等	リ・ユース住宅	25年	リ・ユースプラス住宅	35年	マンション	リ・ユースマンション	25年	リ・ユースプラスマンション	35年
	構造等	融資限度額（※1）	返済期間（※2）																																				
基本融資額	耐火住宅 準耐火住宅 木造住宅（耐久性）	2,620万円	35年																																				
	木造住宅（一般）		25年																																				
特例加算額		510万円	併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。																																				
	融資限度額（※1）																																						
	リ・ユース	リ・ユースプラス																																					
基本融資額	2,320万円	2,620万円																																					
特例加算額	510万円	510万円																																					
建て方	種別	返済期間（※2）																																					
一戸建て等	リ・ユース住宅	25年																																					
	リ・ユースプラス住宅	35年																																					
マンション	リ・ユースマンション	25年																																					
	リ・ユースプラスマンション	35年																																					
活用できる方	●ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を購入される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。																																						

お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353 沖縄振興開発金融公庫 098-941-1850
--------	--

制度の名称	災害復興住宅融資（補修）										
支援の種類	貸付（融資）										
制度の内容 (独立行政法人住宅金融支援機構の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を補修する場合に受けられる融資です。 ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 ●この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定できます（ただし、返済期間は延長できません）。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #ffffcc;"> <th></th> <th>融資限度額（※1）</th> <th>返済期間（※2）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本融資額</td> <td>730万円</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>整地資金</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">440万円</td> <td rowspan="2">併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。</td> </tr> <tr> <td>引方移転資金</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。</p> <p>※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。</p> <p>（注）その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ（http://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html）又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>		融資限度額（※1）	返済期間（※2）	基本融資額	730万円	20年	整地資金	440万円	併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。	引方移転資金
	融資限度額（※1）	返済期間（※2）									
基本融資額	730万円	20年									
整地資金	440万円	併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。									
引方移転資金											
活用できる方	●ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を補修される方で、「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。										
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353 沖縄振興開発金融公庫 098-941-1850										

制度の名称	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	<p>●地震、津波、噴火、暴風雨又は洪水により被害を受けたご返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。</p> <p>●概要は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 返済金の払込みの猶予：被災の程度に応じて、1～3年間 払込猶予期間中の金利の引下げ：被災の程度に応じて、0.5～1.5%の金利引下げ（ただし、引下げ後の金利が0%を下回る場合は0.01%までの引下げ） <p>※ フラット35（買取型）の場合は0.5%引き下げた金利</p> <ol style="list-style-type: none"> 返済期間の延長：被災の程度に応じて、1～3年 <p>※ 支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「罹災割合」に応じて決まります。詳しくは住宅金融支援機構又はお取り扱いの金融機関にご相談ください。</p> <p>※ （参考）住宅金融支援機構ホームページ http://www.jhf.go.jp/loan/hensai/hisai.html</p>
活用できる方	<p>●以下のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方が対象です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方 債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方 商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が被害を受けたため、著しく収入が減少した方
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付（福祉費（住宅補修費））								
支援の種類	貸付（融資）								
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>250万円（目安）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付けの日から6月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後7年以内（目安）</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●なお、大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置を実施することがあります。 ●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、都道府県社会福祉協議会またはお住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。 	貸付限度額	250万円（目安）	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%	据置期間	貸付けの日から6月以内	償還期間	据置期間経過後7年以内（目安）
貸付限度額	250万円（目安）								
貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%								
据置期間	貸付けの日から6月以内								
償還期間	据置期間経過後7年以内（目安）								
対象者	●低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯								
お問い合わせ	都道府県社会福祉協議会または市町村社会福祉協議会								

制度の名称	母子父子寡婦福祉資金の住宅資金								
支援の種類	貸付（融資）								
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>200万円以内</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年1.0%</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>6か月</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>7年</td> </tr> </table>	貸付限度額	200万円以内	貸付利率	連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年1.0%	据置期間	6か月	償還期間	7年
貸付限度額	200万円以内								
貸付利率	連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年1.0%								
据置期間	6か月								
償還期間	7年								
活用できる方	●住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・父子・寡婦世帯が対象です。								
お問い合わせ	都道府県・市（福祉事務所設置町村含む。）の福祉事務所								

制度の名称	公営住宅への入居
支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●低所得の被災者の方は、都道府県又は市町村が整備する公営住宅に入居することができます。 ●公営住宅の家賃は収入に応じて設定されますが、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免されることがあります。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の要件を満たす方が対象です。 住宅困窮要件：災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかな方 <p>※公営住宅に入居できる世帯の資格要件については、公営住宅を整備する地方公共団体（都道府県、市町村）で別に定める場合があります。</p>
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	特定優良賃貸住宅等への入居
支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者の方は、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間土地所有者等が整備する特定優良賃貸住宅等に入居することができます。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の要件を満たす方が対象です。 災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において賃貸住宅に入居させることが適当である者として都道府県知事が認めるもの（48万7千円以下で当該都道府県知事が定める額以下の所得のある者（15万8千円に満たない所得のある者）にあっては、所得の上昇が見込まれる者）に限ります。）
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	地域優良賃貸住宅への入居
支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者の方は、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間事業者等が整備する地域優良賃貸住宅に入居することができます。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の要件を満たす方が対象です。 災害等特別な事情があり、入居させることが適当と認められる世帯として、地方公共団体が地域住宅計画等に定めるものであって、その所得が38万7千円以下のもの。
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	住宅の応急修理（災害救助法）
支援の種類	現物支給
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。 ●応急修理は、市町村が業者に委託して実施します。 ●修理限度額は1世帯あたり57万4千円（平成29年度基準）です。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法が適用された市町村において、以下の要件を満たす方が対象です。 ①災害により住宅が半壊又は半焼した方 ②応急仮設住宅等に入居していない方 ③自ら修理する資力のない世帯（※大規模半壊以上の世帯については資力は問いません）。
お問い合わせ	都道府県、災害救助法が適用された市町村

制度の名称	宅地防災工事融資				
支援の種類	貸付（融資）				
制度の内容 (独立行政法人住宅金融支援機構の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ●地方公共団体から、宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事を行うよう改善勧告又は改善命令を受けた方に対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置（旧擁壁の除去を含みます。）の工事のための費用を融資します。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>融資限度額</td> <td>1,170万円又は工事費の9割のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>15年以内</td> </tr> </table> <p>※ その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ (http://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/takubo/index.html) 又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>	融資限度額	1,170万円又は工事費の9割のいずれか低い額	償還期間	15年以内
融資限度額	1,170万円又は工事費の9割のいずれか低い額				
償還期間	15年以内				
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、勧告又は改善命令を受けた方が対象です。 				
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター 0120-086-353 沖縄振興開発金融公庫 098-941-1850				

制度の名称	地すべり等関連住宅融資				
支援の種類	貸付（融資）				
制度の内容 (独立行政法人住宅金融支援機構の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ●地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設又は購入する場合にご利用いただけます。 ●融資の対象となる地すべり等関連住宅には主に次のタイプがあります。 				
	地すべり関連住宅	地すべり等防止法の規定による関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。			
	土砂災害関連住宅	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。			
	密集市街地関連住宅	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の規定による勧告に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。			
	<ul style="list-style-type: none"> ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 				
		融資限度額		返済期間	
		移転資金 又は 建設資金	土地取得資金		
建設	耐火構造 準耐火構造 木造（耐久性）		1,650万円	970万円	35年
	木造（一般）				25年
購入	新築	耐火構造 準耐火構造 木造（耐久性）		2,620万円	35年
		木造（一般）			25年
	リ・ユース (中古)	リ・ユース住宅		2,320万円	25年
		リ・ユースマンション			
リ・ユース (中古)	リ・ユースプラス住宅		2,620万円	35年	
	リ・ユースプラスマンション				
※ いずれの場合も、特例加算額510万円の利用が可能。特例加算額の返済期間は、併せて利用する融資の返済期間と同一になります。					
※ その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ (http://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/jisuberi/index.html) 又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。					

活用できる方	●関連事業計画又は勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借人又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた方が対象です。。
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353 沖縄振興開発金融公庫 098-941-1850

◇◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇◇

(参考) 罹災証明書

罹災証明書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2の規定に基づき、市町村が住家等の被害等の状況を調査し、被災者へ交付する「災害による被害の程度を証明する書面」であり、各種の被災者支援制度の適用を受ける際に必要とされるものです。

罹災証明書により証明される被害程度としては、「住家全壊」、「住家半壊」等があり、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）等に基づきそれらの判定が行われます。

■被害認定基準

住家全壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住家大規模半壊	「住家半壊」の基準のうち、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。

詳細については、市町村にお問い合わせください。

農林漁業・中小企業・自営業への支援

制度の名称	株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫による資金貸付
支援の種類	融資
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫では、農林漁業者に対する各種の資金貸付を行っています。 ○農林漁業セーフティネット資金：災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資します。 ○農林漁業施設資金：災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資します。 ○農業基盤整備資金：農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資します。 ○林業基盤整備資金：森林、林道等の復旧のための資金を融資します。 ○漁業基盤整備資金：漁港、漁場施設の復旧のための資金を融資します。 ●上記のほかにも農林漁業者に対する資金貸付がございます。各種貸付事業の詳細については、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫にご確認ください。
活用できる方	●農林漁業者
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫 098-941-1840

制度の名称	小規模事業者経営改善資金（マル経融資）
支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●小規模事業者経営改善資金（通称：マル経融資）制度は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会（以下「商工会議所等」という。）の実施する経営指導を受ける小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度です。 ①貸付限度額 2,000万円 ②貸付金利 平成29年11月1日現在1.11%
活用できる方	以下の1及び2の要件を満たす方 1. 小規模事業者 常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人以下）の法人・個人事業主 2. 商工会議所等の経営指導を受けているなどの要件を満たしている方
お問い合わせ	最寄りの商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会

制度の名称	生活衛生改善貸付
支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	<p>●生活衛生改善貸付制度は、生活衛生同業組合、組合が設立されていない場合は、都道府県生活衛生営業指導センター（以下「生活衛生同業組合等」という。）の実施する経営指導を受ける生活衛生関係営業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度です。</p> <p>①貸付限度額 2,000万円 ②貸付金利 平成29年11月1日現在1.11%</p>
活用できる方	<p>以下の1及び2の要件を満たす方</p> <p>1. 小規模事業者 常時使用する従業員が5人以下（旅館業及び興行場営業の場合は20人以下）の生活衛生関係の事業を営む法人・個人事業主</p> <p>2. 生活衛生同業組合等の経営指導を受けているなどの要件を満たしている方</p>
お問い合わせ	最寄りの生活衛生同業組合、組合が設立されていない場合は、都道府県生活衛生営業指導センター

制度の名称	災害復旧貸付												
支援の種類	貸付（融資）												
制度の内容	<p>●災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、事業所復旧のための資金を融資します。</p> <p>●災害復旧資金貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行います。</p> <p>●株式会社日本政策金融公庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。</p> <p>○国民生活事業</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>各貸付制度ごとの貸付限度額に1災害あたり3千万円を加えた額</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>10年以内（うち2年以内の据置可能）</td> </tr> </table> <p>○中小企業事業</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>別枠で1億5千万円以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>15年以内（うち2年以内の据置可能）</td> </tr> </table> <p>●株式会社商工組合中央金庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>別枠で1億5千万円以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>15年以内（うち2年以内の据置可能）</td> </tr> </table> <p>●株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫によって、貸付限度額や貸付条件等が異なりますので、詳しくは各機関にご確認ください。</p>	貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に1災害あたり3千万円を加えた額	償還期間	10年以内（うち2年以内の据置可能）	貸付限度額	別枠で1億5千万円以内	償還期間	15年以内（うち2年以内の据置可能）	貸付限度額	別枠で1億5千万円以内	償還期間	15年以内（うち2年以内の据置可能）
貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に1災害あたり3千万円を加えた額												
償還期間	10年以内（うち2年以内の据置可能）												
貸付限度額	別枠で1億5千万円以内												
償還期間	15年以内（うち2年以内の据置可能）												
貸付限度額	別枠で1億5千万円以内												
償還期間	15年以内（うち2年以内の据置可能）												
活用できる方	●中小企業・小規模事業者等												
お問い合わせ	<p>株式会社日本政策金融公庫 0120-154-505</p> <p>株式会社商工組合中央金庫</p> <p>沖縄振興開発金融公庫 098-941-1785</p>												

制度の名称	高度化事業（災害復旧貸付）						
支援の種類	貸付（融資）						
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模な災害により被害を受けた事業用施設を中小企業者が共同で復旧する場合、都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構が必要な資金の一部の貸付けを行います。 ●支援の内容は次のとおりです。 <table border="1" data-bbox="357 450 1437 577"> <tr> <td>貸付割合</td> <td>90%以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>20年以内（うち3年以内の据置可能）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> </table> ●詳しくは都道府県にご確認ください。 	貸付割合	90%以内	償還期間	20年以内（うち3年以内の据置可能）	貸付利率	無利子
貸付割合	90%以内						
償還期間	20年以内（うち3年以内の据置可能）						
貸付利率	無利子						
活用できる方	●事業協同組合等であって、共同で施設等の復旧のために土地、建物、構築物、設備の復旧を行う場合が対象です。						
お問い合わせ	都道府県、独立行政法人中小企業基盤整備機構						

制度の名称	セーフティネット保証
支援の種類	信用保証
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害被害に限らず、経済環境の急激な変化により業況が悪化している中小企業者が金融機関から経営の安定に必要な資金の借入を行う場合、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証する制度です。 ●融資額の全額を保証（100%）し、保証料率は概ね0.7%～1.0%です。 ●無担保8千万円、最大で2億8千万円まで一般保証とは別枠で利用できます。
活用できる方	売上げ高の減少等、業況が悪化している業種の中小企業者が対象です。
お問い合わせ	各都道府県等の信用保証協会

制度の名称	災害関係保証
支援の種類	信用保証
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●金融機関から事業の再建に必要な資金の借入を行う場合、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証する制度です。 ●融資額の全額を保証（100%）し、保証料率は概ね0.7%～1.0%です。 ●無担保8千万円、最大で2億8千万円まで一般保証とは別枠で利用できます。
活用できる方	災害により営業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産に倒壊・火災等の直接的な被害を受けた方が対象です。
お問い合わせ	各都道府県等の信用保証協会

制度の名称	職場適応訓練費の支給
支援の種類	給付・還付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●職場適応訓練を実施する事業主に対して訓練費を支給します。また、訓練生に対して訓練手当などを支給します。 ●事業主は、訓練費として職場適応訓練生1人につき24,000円/月（重度の障害者25,000円/月）が支給されます。短期の職場適応訓練については、960円/日（重度の障害者1,000円/日）です。 ●訓練期間は、6か月（中小企業及び重度の障害者に係る訓練等1年）以内です。短期の職場適応訓練については、2週間（重度の障害者に係る訓練4週間）以内です。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●職場適応訓練は、激甚な災害を受けた地域において就業していて、災害により離職を余儀なくされた方などであって、再就職を容易にするため職場適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所長が認める者を、次のイからホに該当する事業主に委託して行います。 <ul style="list-style-type: none"> イ 職場適応訓練を行う設備があること ロ 指導員としての適当な従業員がいること ハ 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に参加し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること ニ 労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること ホ 職場適応訓練修了後、引き続き職場適応訓練を受けた者を雇用する見込みがあること
お問い合わせ	公共職業安定所又は都道府県労働局

安全な地域づくりへの支援

制度の名称	災害公営住宅の整備
支援の種類	助成・補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により住宅を失った低額所得者に賃貸するための公営住宅を整備等する場合に、国が支援を行うことで地方公共団体の負担を軽減する特例制度です。 ●災害公営住宅の整備については、緊急かつ機動的な対応が求められることから、地域住宅計画への位置付けを必要としません。
活用できる方	●地方公共団体
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	既設公営住宅の復旧
支援の種類	助成・補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた既設公営住宅等（改良住宅・地域優良賃貸住宅（公共供給型））や共同施設（集会所、管理事務所等）を復旧する場合に、国が支援を行うことで地方公共団体の負担を軽減する特例制度です。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 公営住宅等が滅失した場合の再建 2. 公営住宅等が損傷した場合の補修 3. 公営住宅等を再建するための宅地の復旧 ●既設公営住宅等の復旧については、緊急かつ機動的な対応が求められることから、地域住宅計画への位置付けを必要としません。
活用できる方	●地方公共団体
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	市街地再開発事業
支援の種類	助成・補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●市街地再開発事業は、中心市街地等の木造家屋が密集して防災上危険な地区や、駅前広場等の公共施設の整備の遅れている地区を再整備する事業です。 ●敷地を共同化し、高度利用することによって、多くの床や公共施設用地を生み出します。従前権利者の権利は、原則として等価で新しい再開発ビルの床に置き換えられます。高度利用によって新たに生み出された床の処分金収入は事業費にあてられます。 ●基本計画作成や調査設計、土地整備、共同施設整備などが助成対象となっております。
活用できる方	●個人施行者、市街地再開発組合、再開発会社、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社等
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	宅地耐震化推進事業
支援の種類	助成・補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●大地震時における大規模盛土造成地の滑動崩落及び宅地の液状化による被害を防止するため、大規模盛土造成地などの変動予測調査及び防止対策を推進する事業です。 ●滑動崩落防止工事及び液状化防止工事を行うための地盤等調査及び設計に要する費用が交付対象です。 ●排水工、アンカー工、擁壁工等の滑動崩落防止工事及び地下水位低下工法等の宅地と公共施設との一体的な液状化対策に要する費用が交付対象です。 ●規模や家屋数などの一定の要件を満たしていることが必要です。
活用できる方	●地方公共団体
お問い合わせ	国土交通省都市局都市安全課都市防災対策企画室 TEL：03-5253-8402 FAX：03-5253-1587

制度の名称	都市防災総合推進事業
支援の種類	助成・補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●地震等による都市災害を対象として防災上重点的かつ緊急に整備を要する地域を明確にし、住民等の防災意識の向上等を図るために行う災害危険度判定調査が交付対象です。 ●防災上危険な密集市街地等において、住民等のまちづくり活動を活性化するために行う事業が交付対象です。 ●避難地・避難路等の地区公共施設の整備、避難所・津波避難タワー・耐震性貯水槽・備蓄倉庫等の防災まちづくり施設の整備などが交付対象です。 ●激甚災害に指定された市町村を対象に、復興まちづくり計画の策定から公共施設や共同施設・修景施設等の整備までを一体的に支援するメニューがあります。
活用できる方	●地方公共団体
お問い合わせ	国土交通省都市局都市安全課 TEL：03-5253-8401 FAX：03-5253-1587

制度の名称	土地区画整理事業
支援の種類	助成・補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●用地買収方式によらず、換地手法を用いて、道路、公園、河川等の公共施設を整備し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図ることにより、健全な市街地の形成と良好な宅地の供給に資する事業です。 ●調査設計費や公共施設工事費、移転移設補償費などが助成対象となっております。
活用できる方	●地方公共団体等
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	街なみ環境整備事業
支援の種類	助成・補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●生活道路や公園・広場等の地区施設が未整備であったり、街並みが良好な美観を有していないなど、住環境の整備改善を必要とする区域において、住宅や地区施設等の整備改善を行う事業です。 ●地区内の権利者等で構成される協議会組織による良好な街なみ形成のための活動や、街なみ環境整備方針及び街なみ環境整備事業計画の策定、生活道路や小公園などの地区施設整備のほか、地区住民の行う門・塀等の移設や住宅等の修景なども補助対象となっており、補助率は1/2又は1/3です。
活用できる方	●地方公共団体、土地所有者等
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	住宅市街地基盤整備事業
支援の種類	助成・補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅及び宅地の供給を促進することが必要な地域における住宅建設事業及び宅地開発事業の推進を図るため、住宅宅地事業に係る関連公共施設等の整備を総合的に行う事業です。 ●道路、都市公園、下水道、河川、砂防設備等の公共施設整備のほか、多目的広場、公開空地、電線類の地下埋設等の居住環境基盤施設整備等が補助対象となっています。
活用できる方	●地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	住宅市街地総合整備事業
支援の種類	助成・補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市街地の整備改善など都市再生の推進に必要な課題に、より機動的に対応するため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う事業です。 ●整備計画策定、住宅整備、公共施設の整備などが補助対象となっています。
活用できる方	●地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	住宅地区改良事業
支援の種類	助成・補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●不良住宅が密集する地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団的建設を促進する事業です。 ●不良住宅の買収除却、公共施設や地区施設の設備、改良住宅（賃貸）建設、改良住宅（賃貸）用地取得造成、一時収容施設設置費、改良住宅（分譲）の共同施設整備などが補助対象となっています。
活用できる方	●地方公共団体
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	小規模住宅地区等改良事業
支援の種類	助成・補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が遅れている地区において、住環境の整備改善又は災害の防止のために、住宅の集団的建設、建築物の敷地の整備等を実施する事業です。 ●不良住宅の買収除却、公共施設や地区施設の設備、小規模改良住宅の建設などが補助対象となっています。
活用できる方	●地方公共団体
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	優良建築物等整備事業
支援の種類	助成・補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●市街地の改善整備、良好な市街地住宅の供給等の促進を図るための事業です。 ●一定割合以上の空地確保や、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優れた建築物等の整備に対して、共同通行部分や空地等の整備などが補助対象となっています。 ●この事業には、「優良再開発型」「市街地住宅供給型」「既存ストック再生型」「都市再構築型」の4つのタイプがあります。 ●マンション再建に活用できます。
活用できる方	●地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	防災集団移転促進事業
支援の種類	助成・補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進する事業です。 ●住宅団地の用地取得造成、移転者の住宅建設・土地購入（ローン利子相当額）、住宅団地の公共施設の整備、移転促進区域内の宅地等の買い取り、移転者の住居の移転費用などが補助対象となっております。 ●住宅団地について、10戸以上（移転しようとする住居の数が20戸を超える場合には、その半数以上の戸数）の規模であることが必要です。
活用できる方	●市町村（特別な場合は都道府県）
お問い合わせ	国土交通省都市局都市安全課 TEL：03-5253-8401 FAX：03-5253-1587

制度の名称	がけ地近接等危険住宅移転事業
支援の種類	助成・補助
制度の内容	●がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の移転を行う方に対して、住宅の除却費や新築する住宅の建設費、土地の取得等に要する経費の一部を補助する事業です。補助率は1／2です。
活用できる方	●市町村（原則として）
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業
制度の内容	●市町村地域防災計画に危険箇所として記載され、又は記載されることが確実であるがけ地のうち、激甚災害に伴い崩壊等が発生し、放置すると人家2戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所においてがけ崩れ防止工事を実施する事業です。補助率は1／2です。
実施主体	●市町村
お問い合わせ	都道府県、市町村

（参考）民間都市開発推進機構による支援制度

○まちづくりファンド支援事業

<制度の内容>

地域の資金等を活用し、当該地域内の一定の区域の価値向上に資する民間事業者によるリノベーションその他のまちづくり事業を支援するため、民間まちづくり事業への出資、融資又は助成を行うまちづくりファンドに対して、（一財）民間都市開発推進機構が出資又は資金拠出による支援を行います。

<まちづくりファンドの支援対象となる民間まちづくり事業の例>

- 一 古民家や空き家の改修による商業施設、事務所、宿泊施設、住宅等の整備その他の未利用・遊休不動産の活用に資する事業
- 二 ベンチャー企業や研究機関等の交流又は連携に寄与する施設の整備その他の地域における創業の促進や事業活動の活性化に資する事業
- 三 子育て支援施設、社会福祉施設、医療施設等の整備その他の地域の居住者等の共同の福祉・利便向上に資する事業
- 四 街並み景観に配慮したファサードの改修、植栽や花壇の設置その他の景観形成に資する事業
- 五 シンボル施設、モニュメント、ライトアップ設備の設置その他のまちの魅力の向上に資する事業
- 六 資料館等の整備、歴史的建造物の活用・保全その他の地域の歴史・伝統文化の継承に資する事業
- 七 観光物産品の販売施設の整備、観光振興のための案内板の設置その他の観光振興に資する事業
- 八 防犯カメラ、防犯灯、カーブミラー等の設置、バリアフリー化のためのスロープの整備その他の安全安心なまちづくりに資する事業

<まちづくりファンドの要件>

（クラウドファンディング活用型）

- ①地方公共団体が設置する基金、公益法人、公益信託、市町村長が指定するNPO等の非営利法人、指定まちづくり会社又は復興まちづくり会社であること
- ②地方公共団体から当該まちづくりファンドに資金拠出が行われていること

（マネジメント型）

- ①（一財）民間都市開発推進機構と共同で地域金融機関が出資を行うファンドであること
- ②ファンドの形態はLLP（有限責任事業組合）、LPS（投資事業有限責任組合）等であること 等

○まち再生出資事業

<制度の内容>

市町村が定める都市再生整備計画等の区域において行われる公共施設（道路（歩道を含む）、広場、緑地等）の整備を伴う優良な民間都市開発事業に対し、（一財）民間都市開発推進機構が出資等を行うことにより、立上げ支援を行います。

国土交通大臣の認定を受けた都市開発事業が対象となります。

<支援の対象>

民間事業者

○共同型都市再構築事業

<制度の内容>

市街化区域内等における①地域の生活に必要な都市機能（医療・福祉、商業等）の増進又は②都市の環境・防災性能の向上等に資する民間都市開発事業に対し、（一財）民間都市開発推進機構が当該事業の施行に要する費用の一部を負担することにより、立ち上げ支援を行います。

<支援の対象>

民間事業者

本制度の詳細については、（一財）民間都市開発推進機構にお問い合わせください。

電話：03-5546-0797 URL：<http://www.minto.or.jp>

相談窓口

相談窓口名	事業資金相談ダイヤル
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業、小規模事業者及び農林漁業者向けの融資制度やお申込み手続き等に関する相談を受付けています。 受付時間は平日午前9時から午後7時まで。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 http://www.jfc.go.jp/（日本政策金融公庫） ● 災害が発生した場合の特別相談窓口等も設置しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別相談窓口一覧（日本政策金融公庫） http://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/index.html ・ 沖縄における相談窓口一覧 http://www.okinawakouko.go.jp/consultation/

相談窓口名	こころの健康相談		
相談内容、概要等	<p>●こころの健康についての相談を行っています。電話や面接で相談ができます。センターの規模によって異なりますが、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者、作業療法士などの専門職がいます。</p>		
お問い合わせ	●都道府県・指定都市の精神保健福祉センター一覧		
	都道府県・指定都市	センター名	電話番号(代表)
	北海道	北海道立精神保健福祉センター	011-864-7121
	札幌市	札幌市精神保健福祉センター	011-622-0556
	青森県	青森県立精神保健福祉センター	017-787-3951
	岩手県	岩手県精神保健福祉センター	019-629-9617
	宮城県	宮城県精神保健福祉センター	0229-23-0021
	仙台市	仙台市精神保健福祉総合センター(はあとぽーと仙台)	022-265-2191
	秋田県	秋田県精神保健福祉センター	018-831-3946
	山形県	山形県精神保健福祉センター	023-624-1217
	福島県	福島県精神保健福祉センター	024-535-3556
	茨城県	茨城県精神保健福祉センター	029-243-2870
	栃木県	栃木県精神保健福祉センター	028-673-8785
	群馬県	群馬県こころの健康センター	027-263-1166
	埼玉県	埼玉県立精神保健福祉センター	048-723-3333
	さいたま市	さいたま市こころの健康センター	048-851-5665
	千葉県	千葉県精神保健福祉センター	043-263-3891
	千葉市	千葉市こころの健康センター	043-204-1582
	東京都	東京都立中部総合精神保健福祉センター	03-3302-7575
		東京都立多摩総合精神保健福祉センター	042-376-1111
		東京都立精神保健福祉センター	03-3834-4100
	神奈川県	神奈川県精神保健福祉センター	045-821-8822
	横浜市	横浜市こころの健康相談センター	045-671-4455
	川崎市	川崎市精神保健福祉センター	044-200-3195
	相模原市	相模原市精神保健福祉センター	042-769-9818
	新潟県	新潟県精神保健福祉センター	025-280-0111
	新潟市	新潟市こころの健康センター	025-232-5551
	富山県	富山県心の健康センター	076-428-1511
	石川県	石川県こころの健康センター	076-238-5761
	福井県	福井県総合福祉相談所	0776-24-5135
	山梨県	山梨県立精神保健福祉センター	055-254-8644
長野県	長野県精神保健福祉センター	026-227-1810	
岐阜県	岐阜県精神保健福祉センター	058-231-9724	

お問い合わせ

都道府県・指定都市	センター名	電話番号(代表)
静岡県	静岡県精神保健福祉センター	054-286-9245
静岡市	静岡市こころの健康センター	054-285-3011
浜松市	浜松市精神保健福祉センター	053-457-2709
愛知県	愛知県精神保健福祉センター	052-962-5377
名古屋市	名古屋市精神保健福祉センター	052-483-2095
三重県	三重県こころの健康センター	059-223-5241
滋賀県	滋賀県立精神保健福祉センター	077-567-5010
京都府	京都府精神保健福祉総合センター	075-641-1810
京都市	京都市こころの健康増進センター	075-314-0355
大阪府	大阪府こころの健康総合センター	06-6691-2811
大阪市	大阪市こころの健康センター	06-6922-8520
堺市	堺市こころの健康センター	072-245-9192
兵庫県	兵庫県立精神保健福祉センター	078-252-4980
神戸市	神戸市こころの健康センター	078-371-1900
奈良県	奈良県精神保健福祉センター	0744-47-2251
和歌山県	和歌山県精神保健福祉センター	073-435-5194
鳥取県	鳥取県立精神保健福祉センター	0857-21-3031
島根県	島根県立心と体の相談センター	0852-32-5905
岡山県	岡山県精神保健福祉センター	086-201-0850
岡山市	岡山市こころの健康センター	086-803-1273
広島県	広島県立総合精神保健福祉センター	082-884-1051
広島市	広島市精神保健福祉センター	082-245-7746
山口県	山口県精神保健福祉センター	0835-27-3480
徳島県	徳島県精神保健福祉センター	088-625-0610
香川県	香川県精神保健福祉センター	087-804-5565
愛媛県	愛媛県心と体の健康センター	089-911-3880
高知県	高知県立精神保健福祉センター	088-821-4966
福岡県	福岡県精神保健福祉センター	092-582-7500
北九州市	北九州市立精神保健福祉センター	093-522-8729
福岡市	福岡市精神保健福祉センター	092-737-8825
佐賀県	佐賀県精神保健福祉センター	0952-73-5060
長崎県	長崎こども・女性・障害者支援センター障害者支援部精神保健福祉課	095-844-5132
熊本県	熊本県精神保健福祉センター	096-386-1255
熊本市	熊本市こころの健康センター	096-366-1171
大分県	大分県精神保健福祉センター	097-541-5276
宮崎県	宮崎県精神保健福祉センター	0985-27-5663
鹿児島県	鹿児島県精神保健福祉センター	099-218-4755
沖縄県	沖縄県立総合精神保健福祉センター	098-888-1443

相談窓口名	法的トラブル解決のための総合案内所（法テラス）
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や全国统一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問い合わせを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内しています。また、「収入が一定額以下」などの条件を満たす方には、弁護士等による無料法律相談や弁護士費用等の立替え等の援助を行っています。
お問い合わせ	<p>法テラス・サポートダイヤル（0570-078374）、法テラス各地方事務所</p> <p>法テラスホームページ http://www.houterasu.or.jp</p> <p>法テラススマホサイト http://www.houterasu.or.jp/sp</p> 

相談窓口名	人権相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●差別や虐待、プライバシー侵害など、様々な人権問題について、法務局職員又は人権擁護委員が面談、電話又はインターネット（パソコン・携帯電話）で相談に応じます。相談は無料で、相談内容の秘密は厳守します。面談・電話による相談は平日午前8時30分から午後5時15分まで受け付けています。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●みんなの人権110番【全国共通人権相談ダイヤルです。】 0570-003-110（全国共通・ナビダイヤル） ●子どもの人権110番【いじめ、虐待など子どもの人権問題に関する専用相談電話です。】 0120-007-110（全国共通・フリーダイヤル） ●女性の人権ホットライン【セクシュアル・ハラスメント、DVなど女性の人権問題に関する専用相談電話です。】 0570-070-810（全国共通・ナビダイヤル） ●インターネット人権相談受付窓口 http://www.jinken.go.jp/ （パソコン、携帯電話、スマートフォン共通）  <ul style="list-style-type: none"> ●外国語人権相談ダイヤル（Foreign language Human Rights Hotline） 0570-090-911（全国共通・ナビダイヤル）

相談窓口名	行政苦情110番
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●国の行政全般について、皆様の苦情や意見・要望を受け付けます。 また、「どんな支援策があるか知りたい」、「困っていることがあるが、どこに相談したらよいか分からない」など、被災者からの相談に応じるとともに、被災者に不足しがちな各種支援対策の情報を提供しています。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●全国共通番号 0570-090110 (月～金 8:30～17:15) ※管区行政評価局、行政評価事務所、行政監視行政相談センターによって受付終了時間が異なります。 ※夜間・土日祝日は留守番電話対応 ※最寄りの管区行政評価局・行政評価事務所・行政監視行政相談センターにつながります。 一部のIP電話では利用できない場合があります。その場合は、管区行政評価局・行政評価事務所・行政監視行政相談センターの電話番号におかけください。 《管区行政評価局、行政評価事務所及び行政監視行政相談センターの所在地等一覧》 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/kyokusyo_madoguchi.html ●特別行政相談所 大規模な災害が発生した場合、被災者への速やかな情報提供、きめ細かな相談対応を行うため、適宜、被災地の市町村において「特別行政相談所」を開設しています。 ※特別行政相談所の開設日時、場所等については、上記の全国共通番号にお問合せください。

制度の名称	よりそいホットライン
支援の種類	サービス
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●「よりそいホットライン」は、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人が、いつでもどこでも相談でき、適切な支援を迅速に受けられるための拠り所として、24時間365日、無料電話によって、相談者のどんな相談にも寄り添い、一緒に解決する方法を探します。
活用できる方	●生きにくさ、暮らしにくさを抱える人
お問い合わせ	0120-279-338

制度の名称	NHKふれあいセンター
支援の種類	サービス
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●放送受信料に関するお問い合わせ <ul style="list-style-type: none"> ・災害免除に関するお問い合わせ ・住所変更等のご連絡 ●NHKのテレビ、ラジオなど受信に関する技術的なお問い合わせ https://www.nhk.or.jp/css/communication/callcenter.html
活用できる方	●窓口にお問合せください。
お問い合わせ	<p>(災害免除に関するお問い合わせ) 0570-077077 (9:00-20:00 年末年始を除く) 上記電話番号がご利用になれない場合は、 050-3786-5003 (9:00-20:00 年末年始を除く)</p> <p>(住所変更等のご連絡) 0120-151515 (9:00-20:00 年末年始を除く) 上記電話番号がご利用になれない場合は、 050-3786-5003 (9:00-20:00 年末年始を除く)</p> <p>(NHKのテレビ、ラジオなど受信に関する技術的なお問い合わせ) 0570-003434 (9:00-20:00 年末年始を除く) 上記電話番号がご利用になれない場合は、 東日本 050-3786-5005 (北海道、東北、関東、甲信越、東海・北陸) 西日本 050-3786-5006 (関西、中国、四国、九州)</p>

制度の名称	消費者ホットライン
支援の種類	サービス
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●消費者ホットラインは、消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在をご存知ない消費者の方に、地方自治体が設置している身近な消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。 http://www.caa.go.jp/region/shohisha_hotline.html
活用できる方	●消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在をご存知ない消費者の方
お問い合わせ	●消費者ホットライン 188

都道府県連絡先一覧

都道府県	郵便番号	住所	電話番号
北海道	060-8588	札幌市中央区北3条西6	011-231-4111
青森県	030-8570	青森市長島1-1-1	017-722-1111
岩手県	020-8570	盛岡市内丸10-1	019-651-3111
宮城県	980-8570	仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-2111
秋田県	010-8570	秋田市山王4-1-1	018-860-1111
山形県	990-8570	山形市松波2-8-1	023-630-2211
福島県	960-8670	福島市杉妻町2-16	024-521-1111
茨城県	310-8555	水戸市笠原町978-6	029-301-1111
栃木県	320-8501	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-2323
群馬県	371-8570	前橋市大手町1-1-1	027-223-1111
埼玉県	330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-824-2111
千葉県	260-8667	千葉市中央区市場町1-1	043-223-2110
東京都	163-8001	新宿区西新宿2-8-1	03-5321-1111
神奈川県	231-8588	横浜市中区日本大通1	045-210-1111
新潟県	950-8570	新潟市中央区新光町4-1	025-285-5511
富山県	930-8501	富山市新総曲輪1-7	076-431-4111
石川県	920-8580	金沢市鞍月1-1	076-225-1111
福井県	910-8580	福井市大手3-17-1	0776-21-1111
山梨県	400-8501	甲府市丸の内1-6-1	055-237-1111
長野県	380-8570	長野市大字南長野字幅下692-2	026-232-0111
岐阜県	500-8570	岐阜市藪田南2-1-1	058-272-1111
静岡県	420-8601	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2455
愛知県	460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2	052-961-2111
三重県	514-8570	津市広明町13	059-224-3070
滋賀県	520-8577	大津市京町4-1-1	077-528-3993
京都府	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075-451-8111
大阪府	540-8570	大阪市中央区大手前2	06-6941-0351
兵庫県	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-341-7711
奈良県	630-8501	奈良市登大路町30	0742-22-1101
和歌山県	640-8585	和歌山市小松原通1-1	073-432-4111
鳥取県	680-8570	鳥取市東町1-220	0857-26-7111
島根県	690-8501	松江市殿町1	0852-22-5111
岡山県	700-8570	岡山市北区内山下2-4-6	086-224-2111
広島県	730-8511	広島市中区基町10-52	082-228-2111
山口県	753-8501	山口市滝町1-1	083-922-3111
徳島県	770-8570	徳島市万代町1-1	088-621-2500
香川県	760-8570	高松市番町4-1-10	087-831-1111
愛媛県	790-8570	松山市一番町4-4-2	089-941-2111
高知県	780-8570	高知市丸ノ内1-2-20	088-823-1111
福岡県	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	092-651-1111
佐賀県	840-8570	佐賀市城内1-1-59	0952-24-2111
長崎県	850-8570	長崎市江戸町2-13	095-824-1111
熊本県	862-8570	熊本市中央区水前寺6-18-1	096-383-1111
大分県	870-8501	大分市大手町3-1-1	097-536-1111
宮崎県	880-8501	宮崎市橘通東2-10-1	0985-26-7111
鹿児島県	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
沖縄県	900-8570	那覇市泉崎1-2-2	098-866-2333

それぞれの支援制度の中には、一定の適用基準が設けられているものがあることから、支援制度が適用とならない場合もあります。

被災された場合に実際に制度が活用できるかなど、詳細については、各支援制度ごとに記載しているお問い合わせ先にご相談ください。

発行年月 平成29年12月
発行編集 内閣府政策統括官（防災担当）
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1（中央合同庁舎第8号館）
TEL.03-3501-5191 <http://www.bousai.go.jp>

複製可